アーカイブサミット 2015 報告書 アーカイブサミット組織委員会

目次

●記録集発行にあたって005
●アーカイブサミット 2015 の記録007
●あいさつ009
・主催者あいさつ 長尾真 (京都府特別参与) ・ご来賓あいさつ
河村建夫衆議院議員(電子書籍と出版文化の振興に関する議員連盟会長)
小坂憲次参議院議員 (デジタル文化資産推進議員連盟会長)
・後援ごあいさつ 石川雅己区長(千代田区長)
●総括シンポジウムのまとめアーカイブ立国をめざす!013
●ミーティングのまとめ030
●講演会 まとめ討論036
●ワークショップのまとめ047
・東京藝術大学 総合芸術アーカイブセンター
・大日本印刷 田中一光アーカイブ
・連想出版 地域の文化資源アーカイブ
・東京国立近代美術館フィルムセンター
●資料 当日配布したガイドブック060
●アーカイブサミット 2015 を終えて・・・・・・・・093

「報告集」 発行にあたって

「我が国初の」と銘打った「アーカイブサミット 2015」が、本年 1 月 26 日、日比谷図書文化館で開催されてから、 4 か月が経ちました。

幸いにして当日は各会場とも満席となり、参加者も加わった活発な議論がなされました。

その後、新聞報道をはじめ、各所で本サミット開催の影響を見ることができるようです。永年アーカイブの重要性を訴え続けてきた私にとっても感慨深いものがあります。

とは言え、これは到達点ではなく、ようやく我が国におけるアーカイブの構築とその活用に向けた出発点ができたということに過ぎません。

この記録集も、過去のイベントを懐かしむものではなく、今後のアーカイブに関わる論議や施策展開を進めていくための素材として有効活用してこそ意味があるものと考えます。

それこそが、「アーカイブの精神」ではないでしょうか。

アーカイブサミットの開催にあたっては、協賛企業、後援者である千代田区、会場となった日比谷図書文化館など多くの関係者・関係機関の御協力をいただきました。

また、河村建夫・小坂憲次両議員には、御多忙の中をお越しいただき、議員連盟を代表して御挨拶を賜りました。 改めて御礼申し上げます。

最後に、企画・運営に携わった多くの個人ヴォランティアの皆さんのご協力がなければ、本サミットの開催はありませんでした。感謝いたします。

「次のサミット」でお目にかかれることを楽しみにしています。

2015 年 5 月 組織委員会委員のひとりとして 文化庁長官 青柳正規

アーカイブサミット 2015 の記録

■要項

- ●日時 2015年1月26日(月曜日)10:30~20:30
- ●場所 千代田区立日比谷図書文化館
- ●主催 アーカイブサミット組織委員会 委員長・長尾真 (京都府特別参与) 事務局 文化資源戦略会議
- ●後援 千代田区
- ●共催 千代田区立日比谷図書文化館
- ●協賛 アーイメージ/ヴィアックス/角川文化振興財団/樹想社/小学館 新産業文化創出研究所/大日本印刷/電通/ヤフー
- ●参加者数 222 人 運営スタッフ 21 人

■アーカイブサミット組織委員会の委員

委員長 長尾真 (京都府特別参与)

委員 青柳正規(文化庁長官)

石川雅己 (千代田区長)

角川歴彦 (株式会社 KADOKAWA 会長)

高階秀爾 (大原美術館館長)

竹宮惠子 (漫画家・京都精華大学学長)

宮田亮平 (東京藝術大学学長)

■主な内容

●ミーティング (MT)

- MT-1 アーカイブ政策、著作権と法制度 司会:福井健策 (弁護士)
- MT-2 アーカイブ組織:お金の問題 司会:沢辺均(ポット出版)
- MT-3 アーカイブの担い手、どうする 司会:佐々木秀彦 (東京都美術館)
- MT-4 〈アーカイブ立国宣言〉の具体化に向けて:ビジョンと戦術 司会:吉見俊哉(東京大学教授)

●講演会(L)

- L-1 アーカイブのつなぎ方 講演=高野明彦(国立情報学研究所教授)
- L-2 アーカイブをどう使うか 講演=目黒公郎 (東京大学教授)
- L-3 アーカイブを身近に感じるためには 講演=御厨貴 (東京大学客員教授)
- L-4 三講師による総括討論 高野明彦・目黒公郎・御厨貴

●ワークショップ (WS)

- WS-1 アーカイブのつくりかた I
 - ・東京藝術大学 発表者: 嘉村哲郎 (東京藝術大学芸術情報研究員) 総合芸術アーカイブセンターの取組み
 - ・大日本印刷 発表者: 木戸英行(公益財団法人 DNP 文化振興財団 CCGA 現代グラフィックアートセンターセンター長) 田中一光アーカイブ
- WS-2 アーカイブのつくりかた II
 - ・NPO 法人連想出版 発表者:高野明彦(NPO 法人連想出版理事長) 地域の文化資源アーカイブ・お茶ナビゲート
 - ・東京国立近代美術館フィルムセンター 発表者:とちぎ あきら(主任研究員) フィルム・アーカイブは映画をどのように扱うのか――松本俊夫監督作品『銀輪』(1956年)をめぐって

●総括シンポジウム

テーマ アーカイブ立国をめざす!

問題提起・司会: 吉見俊哉 (東京大学教授)

パネリスト:アンドルー・ゴードン (ハーヴァード大学教授)

パネリスト:高野明彦(国立情報学研究所教授)

パネリスト:福井健策 (弁護士) パネリスト:森まゆみ (作家)

■参加費

一般 (シンポジウム含む):3,000 円/学生 (シンポジウム含む):1,000 円 シンポジウムのみ:1,000 円

アーカイブサミット 2015 では、午前から午後まで、ミーティング/講演会/ワークショップをおこない、これらを受けて、一日の成果をまとめる意味で「総括シンポジウム」を開催した。この総括シンポジウムのはじめに、主催者・来賓・後援者からのあいさつをいただいた。



| 主催者あいさつ

長尾真 (京都府特別参与)

本日はたくさんの方々にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本サミットを主催するアーカイブサミット組織委員会は、各界でアーカイブに関心を持つ人々が集まり、ボランティアとして活動をスタートしました。

今日、全国各地でアーカイブされたいろいろな資料が、ネットワークを通じてお互いに共有され、利用し合う時代が来つつありますが、そこにはいろいろな問題や課題が存在しています。それらについてお互いに情報交換して共通認識を持ち、課題を解決していくための方策を議論する、そういった場所として、このアーカイブサミット 2015 を企画しました。

アーカイブをきちんと作り、互いに共有し合うということは、各地域の文化や産業などいろいろな活動を活性 化し、日本そのものの力を高める基盤となります。

たいへん地味な活動ではありますが、今後の日本の発展を支えるという意味では、非常に重要な活動でもあると認識しています。

今回に限らず、今後もいろいろな課題を解決するために、お互いに協力し合い、活動していければと考えていますので、どうかよろしくお願いいたします。

なお、アーカイブに関する活動については、従来から国会議員の方々にもご協力をいただいております。

今日は「電子書籍と出版文化の振興に関する議員連盟」会長の河村建夫先生、「デジタル文化資産推進 議員連盟」会長の小坂憲次先生、幹事長の馳浩先生においでいただきました。

誠にありがとうございます。

また、この会の共催者である千代田区立日比谷図書文化館を運営する千代田区の石川雅己区長にもお見えいただいており、深く感謝申し上げます。

さらにこの会を開催するにあたって協賛をいただいた各企業にも、改めてお礼を申し上げます。そして全国から本日この場にご参集いただいた皆さん、ぜひ今後も積極的に活動していただき、来年、再来年とよりよい日本を作っていくために、お互いに協力をする場を構築できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今日は朝10時からいろいろな議論が行われてきましたが、これから2時間は総括的な議論を行ったうえで、アーカイブ立国宣言を行うことになっています。

ぜひ最後までご協力をお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。



|ご来賓あいさつ

●電子書籍と出版文化の振興に関する議員連盟会長 河村建夫衆議院議員

「電子書籍と出版文化の振興に関する議員連盟」は、文字通り電子書籍と出版文化を振興し、国の発展に 寄与したいという思いで、一昨年に組織した超党派の議員連盟です。

まずは一昨年、電子書籍に対応した出版権の整備を行うべく、著作権法の改正を行いました。それまでは 文化庁もこの問題に関していささか腰が重かったように思いますし、出版社側もいろいろな意見があって議論 がまとまりにくかったのですが、私たち議員サイドから「ダメなら議員立法でやりますよ」と叱咤激励し、なん とか改正案をまとめることができました。

我々も世界に誇る日本の出版文化と文化支援をしっかり行なっていくことは、国の発展にとってきわめて重要だと認識しております。

特に現在は情報発信が求められていますので、出版界にはその役割をしっかり果たしていっていただきたいと 思っております。

最近は出版物を含めた多種多様な文化資源を蓄積し、整理してデジタル化したうえで活用していく仕組み、 いわゆる「アーカイブ」の充実が問われている時代です。

著作権法改正に際しても、参議院の議論で特に付帯決議がつき、ナショナルアーカイブ構築の重要性について強い指摘がなされました。

私どもとしても、これは国がやるべき仕事だ、さらに公文書館がもっと機能を発揮しなければならないということで、公文書館の建て替えと充実についても、今後本格的に進めていきたいと思っております。

ちょうどそんな時期に、アーカイブに強い関心をお持ちになり、その必要性を感じている皆さんがこうして一同に会し、早朝から夜遅くまで議論を重ね、あらゆる角度から意見を出されることには、心から敬意と感謝を申し上げつつ、国会の立場で衆参一緒の方向を向き、日本のアーカイブ構築についてさらなる努力をしていきたいと思っております。

今日はその決意表明を兼ねて、お祝いのあいさつに参りました。

皆さん、これからもお互いに頑張って参りましょう。



●デジタル文化資産推進議員連盟会長 小坂憲次参議院議員

私が会長を務める「デジタル文化資産推進議員連盟」は、先に河村先生からごあいさつのあった「電子書籍と出版文化の振興に関する議員連盟」と表裏一体の組織です。

我が国の文化資産といえば、まずはゲーム・アニメ・マンガですが、最近では和食も世界遺産に登録されました。

そんな我が国の豊富で多種多様な文化遺産を、いかに海外に情報発信していくか、国民生活にどのように 生かしていくか、さらにはコンテンツ産業の振興をどのように推進していくか。

それらを協議するのが、私ども超党派議員連盟の役割であります。

現在は海外の方がインターネットで日本の文化を検索しても、残念ながら期待されるような結果は出てこない、 それが日本の現状だと思います。

デジタルアーカイブにいち早く取り組んできたアメリカやヨーロッパ、現在、国を挙げて取り組んでいる中国や韓国に対して、我が国は少し水をあけられるような状況になっています。

かつて長尾さんが国立国会図書館長を務められていたときは、アーカイブ化に対してたいへん前向きに取り 組んでいただきました。

私は当時、衆議院の議院運営委員長という役職にあり、国立国会図書館を管轄する予算管理を担当していましたので、長尾先生と一緒に国立国会図書館を一つの核にして、資料のアーカイブ化を進めようと取り組んできました。その頃からだいぶ年月が経ちましたが、ここにきて徐々に機運が高まってきたと感じています。本日はご参加の皆さんから、アーカイブに関する法制化に向けて、いろいろな提言もいただけると聞いております。私ども議員連盟としては、デジタルアーカイブの構築が早い時期に実現できるよう、ナショナル・デジタル・アーカイブの活用推進基本法を制定する必要があると考えています。

国会の立法機能をしっかり発揮し、この基本法の制定に向かって取り組んでいきたい。

その意味でも今回のサミットでの皆さんの議論は、私どもにとってもたいへん有意義なものとなります。

私どももしっかり勉強させていただいて、議員連盟として法案の早期成立に向けて尽力したいと思います。

どうか皆さん、それぞれのお立場で議論に参加していただき、この後のパネルディスカッションでは、示唆に 富んだご意見をまとめていただけることを期待しております。



|後援ごあいさつ

●千代田区長 石川雅己区長

今日はこの千代田区立日比谷図書文化館で、国内初のアーカイブサミットを開催していただき、本当に嬉しく

思います。

この日比谷図書文化館は、もともとは東京市立日比谷図書館であり、100年以上の歴史がありました。 それが何年か前に廃止するという話になり、図書館発祥の地である日比谷図書館の運営を千代田区が引き継ぐことになりました。

日比谷図書館の原点は、100年前に当時の市長尾崎行雄氏が市民の知徳を養うことなどを目的に創設したことにあります。

我々はそうした歴史をしっかりと継承すべく、図書館の名称を「千代田区立日比谷図書文化館」としました。 ここには「図書館は単に本を貸す場所ではなく、文化あるいは知へのゲートウェイである」という思いが込め られています。

当館だけではなく、千代田区内の全区立図書館もそのコンセプトに基づいて運営されています。

考えてみれば「知や文化のゲートウェイ」とは、まさにアーカイブ=文化資源の貯蔵庫であります。

アーカイブサミットと日比谷図書文化館、そしてすべての千代田区立図書館は、考え方に気脈を通じていると 思っています。

この千代田区は、日本を代表する「顔」をいくつも持っている地域です。

たとえば霞が関と国会があり、大手町、丸の内、有楽町には経済の中心機能がある。一方で神保町という本の町があり、秋葉原のようにポップカルチャーの町もある。

このようにさまざまな顔を持っている千代田区の特徴もふまえたうえで、図書館に「知や文化のゲートウェイ」という役割を持たせたわけです。

また、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。

オリンピックは単なるスポーツの祭典ではありません。オリンピック憲章にもあるように、「スポーツと文化や教育の有効連携」こそが、オリンピックの大きな精神であろうと思います。

その意味でも、このアーカイブサミットを通じて、日本の文化資源の貯蔵庫がオリンピックまでに作られることが重要だと考えます。

オリンピックを単に一過性のイベントとして捉えるのではなく、オリンピック開催に向かって日本の知や文化を支援するゲートウェイを構築することが、本当の意味でのオリンピックへの対応だと思いますし、そのためにアーカイブの施設や機能を完成させることは、私にとっても夢であります。

従いまして、アーカイブサミットがこの日比谷図書文化館で開催されるのは実に嬉しいことであり、ぜひ今後も皆さんに本館をバックアップしていただければと思います。

アーカイブサミットは人々の文化や暮らし、経済活動などさまざまなことを、アーカイブを通じて学ぶ場であり、 この活動が広がっていくことには大きな役割と意味があると思います。

今日のサミットが素晴らしい実のある会になりますことを期待しています。



テーマ アーカイブ立国をめざす! (会場: 大ホール 18:30 ~ 20:30)

問題提起・司会: 吉見俊哉 (東京大学教授)

パネリスト:アンドルー・ゴードン(ハーヴァード大学教授)

パネリスト: 高野明彦 (国立情報学研究所教授)

パネリスト:福井健策 (弁護士) パネリスト:森まゆみ (作家)

サミット閉会宣言:沢辺均(サミット組織委員会事務局長・ポット出版)

吉見 では最初に4人のパネリストの方々から、これまでのアーカイブとの関わり方や、アーカイブに関するお考えなどをお話しいただければと思います。

■ 東日本大震災デジタルアーカイブと、■ 四つのアーカイブのキーワード

吉見 まずお一人目は、アンドルー・ゴードン先生です。

ゴードン先生はハーバード大学歴史学部教授で近代日本史に精通し、2011 年 3 月以降は日本で数多くの震災アーカイブプロジェクトと協力しながら、東日本大震災デジタルアーカイブの構築を進めておられます。 ではゴードン先生、お願いします。

ゴードン 私がこの場に呼ばれるきっかけとなった出来事は、わりと最近のことです。

2011年3月の東日本大震災直後、ハーバード大学の日本研究所では、スタッフと教員が「何かしなくては」と考えていました。そのうちの一つが、震災の記録や記憶のアーカイブです。

被災地には震災を記録したたくさんのデジタルデータがある。

私たちが遠隔地からそれを保存することは難しいけれども、日本でそれを保存している方々と協力しながら、 そのデータを世界中からアクセスできるようにしたり、保存活動を行っている方々の横のつながりを作る役割は 果たせたりするのではないかということで、活動が始まりました。

これがアーカイブの世界に直接関わることになったきっかけです。もちろん私は歴史学者ですから、アーカイブはずっと利用していましたが、アーカイブを作るほうに関わったのはこのときが初めてでした。

それ以降の経験を踏まえて、今回のアーカイブ立国宣言についての感想を述べたいと思います。

端的に言うと、この宣言は非常に喜ばしく、歓迎すべきものであると思います。

人によっては「今の時点でこの宣言はいきすぎ」とか「早すぎ」という意見も出ていましたが、私は「むしろ遅すぎるのではないか、もっと積極的に進めるべきだ」と思いました。

その理由の一つは「デジタル」という言葉にあります。

この宣言は「アーカイブ立国宣言」であって、「デジタルアーカイブ立国宣言」ではありません。

つまりこの宣言の中には従来の紙などのアーカイブも、デジタルアーカイブも両方入っています。

ただ、宣言の中では「デジタルアーカイブセンターを設立すること」を提言しています。私はそれが非常に重要で必要なことだと考えています。

この宣言における「デジタル」の意味は2つあると思います。

一つは「デジタルの仕組みをもって、情報へのアクセスや利用を可能にすること」です。

これは言い換えれば「デジタル装置を利用して、従来の紙の資料をデジタル化し、アーカイブ化すること」です。 そしてもう一つは「もともとデジタル生まれのデータを、デジタル情報として保存すること」です。

今日の議論の中では、どちらかといえば「仕組みとしてのデジタル」と「従来の文化資源」を組み合わせた 話が多かったと思います。

その重要性はまったく否定しませんが、私たちが東日本大震災で扱ったデジタルアーカイブの経験から言うと、 Web サイト、動画、写真など、もともとデジタルで存在する資源をどうやって将来のアーカイブに取り入れるべきかの議論はまだまだ不十分であり、今後の課題にする必要があると思います。

私たちは東日本大震災デジタルアーカイブを作る中で、アーカイブには 4 つのキーワードがあると考えました。 一つはデジタル情報の「保存」。

- 二つ目はアーカイブ同士を横断的につなぐ「ネットワーク」型アーカイブの必要性。
- 三つ目はアーカイブに入っているものを「発見」しやすい仕組み。

四つ目はアーカイブを使う人と作る人の区別をなくして、普通の市民でもアーカイブ作りへの「参加」や、アーカイブに意味合いを与えて、その意味をアーカイブに残す「参加」の可能性です。

この中でも「保存」と「発見」は、従来のアーカイブでも課題とされてきましたが、特にデジタルアーカイブ においては「保存」がより難しくなっていると思います。

紙で書いたものなら、火事がなければ何十年でも残ります。もちろん紙も傷むので、保存の技術は必要ですが。 デジタル生まれのものは永久に残る可能性がある一方、一瞬で消えることもあります。だから「保存」につい て考えることは非常に重要です。

たとえば海外の例を挙げると、マレー航空の飛行機が墜落したとき、数時間後に反政府勢力が「あの飛行機を落としたのは自分たちだ」と Web サイトに犯行声明を載せていました。

でも、その文章は十時間後に消されてしまいました。

インターネットアーカイブ組織が定期的にそのサイトの内容をコピーし、保存していましたが、サイト上からは消えてしまったのです。

そういった意味で、保存について考えることは従来のアーカイブでもデジタルアーカイブでも、非常に重要です。

また「参加」についてですが、デジタルアーカイブでは従来のアーカイブと違って、いろいろな人がアーカイブ に「参加」することができます。

たとえば Web サイトを保存するデジタルアーカイブなら、一般の利用者も運営者に対して「このサイトを保存すべきだ」と呼び掛けることができます。

私たちの作っている東日本大震災デジタルアーカイブは、まさにそういう形で始まりました。

逆に運営者から利用者に協力を依頼して、メタデータをたくさん作ってもらうこともできます。

そして、これも東日本大震災デジタルアーカイブで進めていることなんですが、私たちのアーカイブを使って何かを発見したり分析した利用者は、その結果もまた一つのコレクションとして、アーカイブに残すことができます。 そのコレクションは公開してもいいし、プライベートのものにしてもいい。

もしコレクションをアーカイブに入れてくれれば、次にアーカイブを見る人がそれを参考にして、アーカイブの中味をさらに活用することができます。デジタルアーカイブでは、そういった仕組みを作ることが可能なのです。アーカイブ立国宣言の今後の構想の中には、ぜひこの「参加」の可能性を加えていただくといいんじゃないかと思います。

┃ 失われていく文化とアーカイブの必要性

吉見 ゴードン先生、ありがとうございました。

では次に、骨董通り法律事務所 For the Arts 代表パートナーで、弁護士の福井健策先生にお話を伺いたい と思います。

福井先生はこのアーカイブサミットの運営にも最初から関わっておられますが、今日のミーティングを通して感じられたことや、アーカイブ立国宣言で一番こだわっておられることなどをお話しいただけますか。

福井 では最初に、私自身のアーカイブとの関わりからお話ししましょう。

私は弁護士で、主に著作権やメディア、アートなどの分野を専門とし、20年以上活動してきました。

その中でもここ5年ほど、目立って増えてきた相談があります。それは「過去のいろいろな映像やテキスト、写真、音楽、データなどをお蔵出しし、広く一般に提供できるようにしたいが、どうもうまくいかない」というもので、つまりはアーカイブに関する相談です。

こういった相談は、しばしば作品の喪失や分散の危機と背中合わせになっています。

たとえばもっとも印象深いエピソードとしては、過去の映画フィルムが挙げられます。

日本には世界に誇る素晴らしい映画文化がありますが、戦前の映画フィルムの保存状態は先進国の中でももっとも水準が低く、1930年代の黄金期の作品では、保存率はだいたい10%と聞いています。

ちなみに 1920 年代だと、保存率は 2%まで下がるそうです。

もちろん人気作品の上から順番に 10%が残っているわけではないので、戦前映画のベストワンと言われた 1927 年制作の「忠治旅日記」も、前半部分は消失しています (後半は 90 年代に奇跡の再発見がなされました)。

つまり戦前最高と言われる映画のフィルムが、永遠に歴史の闇の中に消えたままなのです。

こんな残念なことはそうそうありません。

さらには残っているフィルムの保存状態もきわめて劣悪で、音が聞き取りにくいことも常ですし、常に腐食や散逸の危機にさらされています。

まさに今この瞬間にも、名作映画が消え去りつつあるのです。

そんな映画に輪をかけて保存状態が悪いのが、放送番組です。

1980年以前のテレビ番組は録画テープを使い回ししていたので、保存率がきわめて低い。

そしてさらにひどいのが舞台芸術です。舞台芸術の映像は、そもそもほとんど記録されていません。

ですから $1960 \sim 70$ 年代を代表するようなアングラ演劇の唐十郎、寺山修司が手がけた人気作品でも、映像として残っているものはほとんどないのです。

同様のことが公文書、各種データ、インターネットの情報など、さまざまな分野で起こっています。

私は単純にこういった状況が惜しくて、アーカイブの活動に取り組み始めました。「アーカイブは経済的に利用価値がある」とか、「文化は人々のつながりに貢献する」とか、そんなのは実は全部後付けで思いついたことで、

本当は過去の素晴らしい作品が消え去るのが惜しかったのです。

これは必ずしも映画や舞台作品に限ったことではなく、東日本大震災の前に人々が作り上げた町並みの、生きた記憶や記録が消えていくことも、非常に惜しいと思います。

こうした人々の営みを残そうという価値ある活動、それがここに集まった皆さんが行っている、保存記録を巡る活動=アーカイブです。

それは地道な現場の努力によって支えられてきたものであり、これまで国の支援はきわめてわずかしかありませんでした。

そのためアーカイブの現場は、人、金、著作権の壁に常に直面してきたと言われます。

慢性的な人手不足は言うまでもなく、予算も常に足りない状態でした。

なんせ日本を代表する図書館である国立国会図書館が、所蔵資料のデジタル化のために使えている予算が、 年間 2,000 万円しかないんです。

外環道のたった 25cm 分ですよ (笑)。これが現状です。そしてもう一つ、著作権の権利処理の問題も、大きな壁となって立ちはだかっていました。

そもそも今ある民・官のデジタルアーカイブ活動は、それぞれが分断されていて、相互接続されていません。 また、それらをまたぐような国のデジタルアーカイブ推進基本計画も、未だ存在しません。

アーカイブにまつわるさまざまな問題を解決し、デジタルアーカイブを推進するためには、まず基本となる法の 仕組みを作るべきじゃないかということで、議論が始まりました。

それが今、私たちが取り組んでいるデジタルアーカイブ推進法制です。

この議論には4つの柱があります。

一つ目は、国としての横断的なデジタルアーカイブ振興基本計画の必要性です。

制度の重複を避け、落とし穴を発見するためにも、基本計画は必要です。

二つ目はバラバラに存在するアーカイブに横串を刺してネットワーク化することにより、横断的な検索を可能にすることです。

横断的な検索機能をアーカイブ側が提供してあげないと、人々は欲しい情報を探すとき、Google に頼ることになります。

その場合、検索結果の上位に上がるのは英語系や商業系の文献が多くなり、日本のアーカイブの素晴らしい 作品が上位に来ることはまずないでしょう。

残念ながらデジタルの世界では、上位にヒットしないものは存在しないのと一緒で、アクセスしてもらえません。 ですからアーカイブに横串を刺して、検索結果の豊穣さを増す必要があるのです。

これも法制度によって手助けが可能です。

三つ目の柱はオープンデータ化です。

これは「公的な資金を使って作られた作品は、誰もが利用できる状態で公開しよう」という働きかけです。

EU などもオープンデータ化を積極的に進めており、現在ユーロピアーナが所蔵する 3,000 万点のデジタルコンテンツのうち、64%までに「クリエイティブコモンズ」など何らかの利用条件が記載されています。

これにより、そのデータは多くの人に使ってもらうことが可能になります。

これは先ほどゴードン先生がおっしゃった「参加」を担保する仕組みでもあると思います。

そして四つ目の柱は多言語発信です。

日本の素晴らしいデジタルコンテンツの多くは、残念ながら多言語化されていないので、海外で利用が進みません。

これもどんどん多言語化して、世界に発信していくべきと考えています。

以上の要素を統括的に備えたアーカイブの場所として、国立デジタルアーカイブセンターの設立を提案しているわけですが、どの柱にも関わってくるのが著作権の問題です。

アーカイブに保存されるデータの多くは既存作品ですから、原則として権利者の許可がなければ利用できません。

現在、東日本大震災の被災地に残された写真や映像の収集・保存活動を行っている方々がいますが、その価値ある活動の対象も他人の著作物である以上、保存して次の世代に残そうと思っても、原則として著作権者の許可がなければ、デジタル化一つできません。

持ち主なんてまず見つからないであろうにもかかわらず、です。

この著作権の問題を、より簡易に処理できるようにすることが急務です。そうでなければ、腐食や散逸が続く映画フィルムを救うこともできませんから。

なお、著作権問題の中でももっとも重要なのが、探しても権利者が見つからない「孤児作品問題」です。 孤児作品は我々の予想を遙かに超えるほど多く、だいたい過去作品の50%以上にもなると言われています。 この孤児作品の利活用を考えることも、デジタルアーカイブの重要な役割だと思います。

| アーカイブの使い方とそれを支える技術

吉見 福井先生が仰るように、「アーカイブされた資料はいったい誰のものなのか」という問題は、著作権や知を巡る権利の問題と深く関わっていると思います。

人、金、著作権の壁を突破して、過去の知や文化を共有化していくうえで、デジタルアーカイブはどのように つながっていけるのかという問いを、私たちは持っているわけですね。

そのとき課題となることの一つが法制度、もう一つが技術です。実はアーカイブにおいては、技術の力で突破できることもけっこうあります。

そこで次に、国立情報学研究所教授で NPO 連想出版理事長の高野明彦先生に、技術の側面からお話を 伺いたいと思います。

今のゴードン先生や福井先生のお話を受けて、技術に何ができるのか、また今後アーカイブはどこに向かっ

ていくのか、お話を伺えればと思います。

高野 アーカイブとは、知識をためた蔵のようなものだと思います。

外から見ただけでは、中に何が入っているのかわかりにくい、そんなコレクション同士をどうやってつないでいくか。そこで僕が 20 年近く前から構想してきたのが「連想検索」という仕組みです。

連想検索は、文書と文書の言葉の重なり具合をもとに、特定の文書 (検索条件) に近い文書 (検索結果) を探し出す検索技術です。

連想検索では、文章を丸ごと質問文として検索できるので、自分の関心に近い文章が含まれた資料を探すことができます。

この仕組みは、僕らが運営している書籍検索サイト「Webcat Plus」で取り入れていますが、2002年に Webcat Plus を立ち上げた当初は、まずタイトルや著者など、本に関する基本情報でつなぐところから始めました。

4~5年前には大学図書館 1,000 館に入っている和書のカタログと、国立国会図書館が持っている和書のカタログにもつなぎましたが、この両者は茶道の表千家と裏千家みたいな関係で(笑)、登録作法の違いがあり、両者のデータベース同士はまったく連携していません。

両方のデータベースに登録されているはずの本をタイトルで検索しても、一方はヒットするのにもう一方はヒット しないとか、そういうことが頻繁に起きていました。じゃあ僕らがこのデータベース同士を寄せよう、自動でで きないところは手を使ってでも、と取り組んだ結果、最近はかなりの精度で同じ本が検索できるようになりまし た。

でも、そうやって単につなぐだけでは面白くないので、たとえば「全集の第○巻にどんな小説が収録されているか」で検索できるようにしたり、著者の人物に対する情報をまとめて検索対象に入れたりなど、さまざまなっなぎ方にもトライしてきました。

大学図書館や国立国会図書館では決してやらないようなことをやってきたわけです (笑)。

そして次に取り組んだのが「トピックでつなぐ・テーマでつなぐ」です。

これは人手で作業するので限界はありますが、たとえば「新書マップ」というサービスでは、合計 16,000 冊 の新書を 1,050 個のテーマでグルーピングしています。

テーマ数はまだまだ少ないですが、普通の検索では出てこないような検索結果が得られるとして、読書ファンの心を掴むことができました。

ただ、これらの基本情報やテーマは、単純にキーワードを登録すれば検索できるようになります。

僕らは生き生きした考えを持つ人間なので、もう少し「書き手の偏見」を生かして情報をつなぎたい。そこで取り入れたのが、前述した「連想検索」の仕組みです。

僕は連想検索を「文化の記憶を文脈でつなぐ連想情報技術」と呼んでいますが、この技術を使うことで、 博物館・美術館・図書館・古書街などに蓄えられた情報を、相互に関連付けながら横断的に探索できます。 言ってみれば「文化財の茶碗を掴んで本を探す」とか、「展覧会のカタログを掴んで文化財の一覧を得る」

という感じです。

先ほどゴードン先生が「デジタルでなければできないこと、デジタルだから新しくできることとして、つないだり活用したりする試みが必要」とおっしゃいましたが、僕らもまだまだ微力ながら、そういう方向に向かって頑張ってきたのかなと思います。

そして最近では、Web 上でサービスを提供するだけでは面白くなくなってきて、自分たちの技術やサービスを直接社会に届けるような活動にも取り組んでいます。

たとえば神保町に本と町の案内所を作ったり、新御茶ノ水の駅前に「お茶ナビゲート」という町歩き&情報発信の拠点を作ったりしていますが、そこで力を入れているのが、町の人たちによる「参加」の仕組み作りです。 ここで収集・保存している古写真などのコレクションは、まだアーカイブとも呼べないほどの小さなものですが、その町に出入りする人にとっては非常に懐かしく、昔の記憶が思い出されるものなんですね。

その場を訪ねてきたお年寄りが自分史を滔々と話してくれたり、昔の写真を自主的に提供してくれたりする、そんな場所にデザインしていくことで、無理のない市民参加型アーカイブの拠点が作れればと考えています。もしこういう場所が日本全国のいろんな場所、たとえばすべての町役場や市役所の片隅にあったら、きっとその町に関するアーカイブも自然と集まってくるでしょう。

その結果として、著作権絡みの裁判なんかも減っていったらいいなあと願っています。

| アーカイブを作る、とは何か

吉見 高野先生には、技術を通してアーカイブ参加の回路が開ける可能性について、興味深いお話をいただきました。

では最後に、皆さんもよくご存知の著名な作家であり、人気タウン誌「谷中・根津・千駄木」の編集人でもあった森まゆみさんから、地域のアーカイブに関するお話をいただきたいと思います。

森さんはタウン誌を発行する中で、谷根千という都市の記憶を暮らしの中に残し、生かしていく活動に長年取り組んでこられました。

これを「都市のアーカイブ化」と定義するならば、それは決して博物館化ということではなく、その町で生き、 暮らし続ける中でのアーカイブ活用になるのかなと思います。

こうした動きについて感じられることを、いろいろとお話しいただければと思います。

森 今日ここにいらっしゃる皆さんは、出版社の方や研究者の方、図書館など専門職の方が多いと思いますが、私はそのいずれにも属さない(アーカイブの)担い手でして(笑)、「作り手としての市民」という立場から、暮らしのアーカイブのコンテンツを作ってきた30年だったように思います。

私自身が初めて町の歴史に触れたのは、文京区立誠之小学校で郷土史クラブに入っていたときです。 ある日お年寄りが学校にみえて、地元の歴史を話してくださったんです。

後で考えてみたら、それは文京区西片町の地主だった殿様・阿部正弘の子孫で、東大の先生もしていらし

た方だったんですね。

その方からこの地域の歴史を聞いたのが私の原体験で、それ以降、町の歴史に興味を持つようになりました。 土地の歴史にはいろいろな側面があって、たとえば荒川区の汐入という町では、必ず家が道に対して40度 の角度をつけて建っているんですが、それは長い間の歴史によって決められてきたことなんですね。

そういった決まりを無視すると、洪水に遭ったり天災に弱かったり、いろんな問題が起きる。やっぱり地域の 歴史をきちんと踏まえて暮らすことは大事なんだなと、ずっと感じてきました。

そんな私が1984年、地域の女性仲間4人で地域雑誌「谷中・根津・千駄木」(以下、谷根千)を創刊し、 子育てしながら地域で「記憶を記録に変える仕事」を始めました。

谷根千は94号まで出して、5年ほど前に終刊したんですが、この雑誌のコンセプトは東京を「首都」や「政治経済の中枢」ではなく、「生活都市」として考えることにあったと思います。

谷根千といえば「聞き書き」が特徴と言われますが、最初のうちは普通に原稿を依頼していたんですよ。 でもぜんぜん書いてくれないので(笑)、しょうがないからこっちから出かけていって、聞き書きすることにした んです。

当時は聞き書きは軽く見られていて、「主婦がやった聞き書きなんて、学問的にみたらウソばっかり」なんて、いろいろ言われたものです(笑)。

最近では「オーラルヒストリー」という言葉もできましたが、ここにきてようやく、地元のお年寄りや子供、女性など、公文書に残らない人たちの歴史をきちっと記録することが大事なのだという意識が、広く浸透してきたのかなと思います。

谷根千の発行にあたっては、根津郷土史研究会や日暮里郷土史研究会など、地元の郷土史研究会の方にもたいへんお世話になりました。

でも、谷根千がその方たちと取り組んできた営みも、当時は不当に低く評価されていたと思います。 そもそも「町について書かれた資料」自体、探してもぜんぜん見つかりませんでした。

谷根千は本当に普通の町なので、谷中は「谷中今昔」「谷中総和」、千駄木は「ふるさと千駄木」という、いずれも私家版の資料が残っている程度。根津は明治期に根津遊郭について書かれた「根津繁盛記」とか、あとは天理図書館に一冊だけ「根津権現裏」という本が所蔵されているくらいで、参考になる文字資料はほとんどありませんでした。

そのため私たちは、地元の方々に聞き書きをしてはいろいろな歴史文書や年表、地図などと照らし合わせ、 記事をまとめていくことになりました。

ただ、私が聞き書きを始めた30年以上前には、まだ明治生まれの方がご存命だったので、貴重なお話もたくさん伺うことができました。

「日清戦争の凱旋行列を覚えている」という方とか、明治期の殺人事件「箱屋峯吉殺し」の犯人として知られる毒婦・花井お梅を実際に見たことがあるという方(笑)、中には「自分は大杉栄の葬式で弔辞を読んだ」という方もいました(笑)。

でも、今はもう明治時代が終わって 100 年経っていますから、そういう方はまったくいらっしゃいません。だか

ら関東大震災の聞き取りはできませんし、もう少し若い方でも、第二次世界大戦で兵隊に行ったという方は ほとんどいなくなりました。

ただ、その中でもシベリア帰りの方はまだけっこうご存命なんですね。

やはりシベリアで大変な労働をして帰ってきた方は、よっぽど体が強いのかもしれません。

とにかく、今はすでにそういう時代になっていますので、できるだけ早く「人々の記憶を記録に変える」作業が重要だと思います。

また、そういった作業と並行して、地域の資料を集める作業も必要になると思いますが、こちらはぜひ図書館にお願いしたいと考えています。

最近の図書館は、貸出数を増やすためにベストセラーをたくさん購入したりしていますが、地域資料は意外と ちゃんと集めていないんです。

商店街のチラシには店の地図が載っていることもあるし、町会名簿を見れば、その町にどんな方が住んでいたのかがわかります。

たとえば昭和初期の千駄木町の町会名簿には、「原爆の図」で知られる画家の丸木位里さん・俊さん夫妻の名前があったりする。

あとは戦時国債や軍票、赤紙、警防団の記録なども非常に大事なんですが、これらも現在はほとんど死蔵されていて、おじいちゃんが亡くなったらそのまま捨てられてしまう、というケースが多いです。写真に至っては、私が1980年代に撮った町並みでさえ、今はもう消失しているものがたくさんあります。

他にも私家本、郷土史研究会で記録したテープ、学校や町会の記念誌など、そういった地域の資料は地元の図書館が早急に集めて、デジタル化していく必要があると思います。

ちなみに私は町の歴史を調べるため、都立中央図書館や日比谷図書館、国立国会図書館、東大の明治新聞文庫などに通いましたが、以前は資料の多くがマイクロフィルムだったので、閲覧していると目が痛くなってきて、本当に大変でした。

それに比べれば、今は古地図などもインターネット上のデジタルデータで見られるようになり、本の作り手として は非常にありがたい時代になったと思っています。

私が以前『即興詩人のイタリア』という本を書いたときも、1830年にアンデルセンがウフィツィ美術館で見たという「メディチのヴィーナス」の右手がどうなっているのか知りたくて、当時使い始めたばかりのパソコンで検索してみたら、ちゃんとウフィツィ美術館のWebサイトにその画像が載っていて、本当に便利だなあと感動した覚えがあります。

さて、私たちが作ってきた「谷根千」は 2009 年に終刊となりましたが、雑誌が終わってもそれで終わりではなく、 いろいろな後始末がありました。

まずバックナンバーですが、ありがたいことにオックスフォード大学やハーバード大学、エール大学、ミシガン 大学、東京大学など、たくさんの大学にセットで買っていただくことができました。

残った在庫は今もまだ販売していますが、そろそろそれも尽きるので、売り切れたら谷根千の Web サイトに、全号の記事を PDF でアップしたいと考えています。

また、実際に取材した中で記事にできたのは本当に氷山の一角で、原稿では使えなかった資料もたくさんあるので、今はそれを号数別に整理する作業に着手したところです。

ただ、私たちもお金のない市民団体なので、どこかから資金提供を受けたり、大学などと協力したりしながら、 これらの地域資料をどんどんデジタル化していかなければなりません。

今後その予算を確保していくためにも、今回のアーカイブ立国宣言はとても素晴らしい取り組みだと思います。

吉見 森さんが仰った「記憶を記録に変える作業」には、それによって記録が共有化されたり、後世に残ったり、 利活用・再活用が可能になったりなど、さまざまな側面があると思います。

| 会場からの質疑応答

吉見 ではここで、会場からご意見をいただきたいと思います。

テーマとしては、今日の議論で大きな話題となっている「横串」の問題、つまりアーカイブ同士をどのようにつないでいくのか。または「参加」の問題、つまり単にアーカイブを「使う」だけでなく、「参加」の仕組みをどうやって作っていくか。

できればこれらの部分に焦点を当てて、ご意見やご質問をいただければと思います。

時実 東京大学総合教育研究センターの時実象一と申します。

日本におけるアーカイブの総数については議論があると思いますが、現状、大学図書館や公共図書館には かなりの数のアーカイブが存在します。

私はそこからメタデータを自動的に吸い上げて、それらをまとめて検索できる仕組みが必要だと思います。 ユーロピアーナやアメリカの DPLA などは、すでにそういった仕組みを持っていますが、日本にはまだありません。

それはなぜかといえば、公共図書館や大学図書館が作っているアーカイブが、もともとそういう使い方を想定 して作られていないからです。

ただ、こういった検索システムを作ること自体は、それほど難しくはありません。

実際、国立情報学研究所のリポジトリーはそういう仕組みでメタデータを集めています。

それと同じシステムをそれぞれのアーカイブでも作ってもらえれば、いっぺんに大量のデータが集まって、非常に便利になると思います。

古賀 天理大学の古賀崇と申します。

2週間ほど前、同志社大学で新しく図書館情報学の大学院を作るということでシンポジウムがあったのですが、 その場でライブラリアンの方からこんな問題提起がありました。

「政府が日々発行している報告書には、非常に貴重なものも含まれているのに、単純に PDF 化して Web にアップしているだけなので、非常に見つけづらい。わかりやすいところに置いてあれば研究も進めやすいのに、なんでわざわざ見つけにくいところに置くのか」。

電子化されたデータを単に蓄積するだけでなく、いかにわかりやすい形で利用者に届けていくかという仕組みの問題も、ぜひアーカイブの文脈で議論すべきだと思います。

吉見 今のお話は、先ほどゴードン先生が仰った「アーカイブには保存・ネットワーク・発見・参加という4要素がある」という話に関連しますね。

今の例でいえば、アーカイブは単に「保存」ができているだけで、ネットワークや発見、参加の要素が存在しない、と。

では、ちょうどお隣に東海大学の水島さんがいらっしゃるので、水島さん、この「参加」の問題についてご 意見をいただけますか。

水島 東海大学の水島久光です。

今日のミーティングでは、吉見先生が「アーカイブの推進にあたっては、大きなビジョンはもちろん必要だが、 個別の問題については条件による場合分けが必要だ」とまとめておられました。

それをふまえて、この場で各先生方のお話を聞いていると、やはりさまざまなアーカイブ活動を十把一絡げに 論ずるのは、ちょっと難しいように思います。

たとえばゴードン先生も仰ったように、過去の記録をデジタル化して保存するアーカイブと、もともとデジタル生まれのアーカイブでは、参加の文脈も違うんじゃないかと。

特にデジタル生まれのアーカイブでは、「記憶」をスルーして「記録」がなされてしまう場合もありますから、 両者の「参加」の意味づけは変わってくる部分もあるのではないでしょうか。

また、文化資源をベースとした知のアーカイブと、森さんの仰ったような「地域の生活の記憶」をベースとしたアーカイブでは、権利処理の仕方も変わってくると思います。

前者は著作権が中心になりますが、後者では著作権もさることながら、肖像権の問題も大きく関わってきます。 したがってこういった問題は、全部一緒に論ずるのではなく、もう少し大まかにでも区切りをつけたほうがい いと思います。一般市民の方もそのほうが参加できるんじゃないかと感じました。

小川 国際資料研究所の小川千代子と申します。

私は森先生のお話を伺って、今後は各自治体がそれぞれの Web サイト上に、地域情報の受け皿としての「地域文書館」を作る仕組みが必要になりそうだと感じました。

また、私はしばしばヨーロッパのアーカイブのコピーを目にする機会があるんですが、そのコピーの裏には必ず 小さなシールが貼ってあって、そのコピーのメタデータが必ず分かるようになっているんですね。

日本でもアーカイブのコピーに元資料の請求記号番号などが付与される仕組みがあると、横串で検索する際も、大きな助けになるのではないかと感じました。

長坂 東日本大震災の中間支援団体「311 まるごとアーカイブス」の代表をやっています、立教大学の長坂 俊成です。

先ほど森さんが古地図に言及されましたが、地理空間情報のアーカイブの場合、映像コンテンツと組み合わせないと、文脈をうまく与えることができないという問題があります。

しかし、地理空間情報には平成 19 年に施行された活用推進基本法があり、メタデータの体系や API も独自のものになっています。

この地理空間情報の世界は非常に閉じた村であり、たとえば「被災前の航空写真や住宅地図をアーカイブとして保存すべき」といった意識もまったくありません。

今後はデジタルアーカイブ村の皆さんにもご協力いただいて、地理空間情報の特徴であるオーバーレイや空間的な分析をアーカイブとして保存していけるよう、見直しができたらと思います。

吉見 日本はいろいろな意味で村社会の連合体なので、「村」を越える仕組みがなかなか作りにくいことは日々 実感しますね。

では他に、特に若い方からのご意見はありませんか?

遠藤 新宿区立四谷図書館の遠藤ひとみと申します。

私は図書館で地域情報をデジタル化したり、それを使って地域の方向けのイベントを企画したりしていますが、その中で特に大きな問題だと思うのが、「図書館はどんな地域情報を残していくべきか」の判断基準です。 たとえば新宿だと、「わかばで鯛焼きを買って、中村屋でカレーを食べて、紀伊國屋で本を買って、新宿武蔵野館で映画を見る」というのは、すでに一つの文化ですよね。

でも、図書館でこれを地域情報としてアーカイブしようとすると、「固有のお店を紹介することになるから、公共性から外れる」と言われて、外さざるを得ないんです。

いったい「公共性」って何なんだろう?ということを、改めて議論する必要があると思います。

もともと私は指定管理者の立場なので民間の人間ですが、私からすれば「公共性」とは公務員の文脈で、「なるべく面倒くさいことはしたくない」という逃げの意味のように思えます(笑)。いえ、実際にそうなんです。ですから美術館、図書館、文書館などに関わる方たちには、今一度「パブリック」について語る場をぜひ作っていきたいと思います。

吉見 では、今のご意見を受けて、4人の先生方にまとめを兼ねてレスポンスをいただければと思います。

森 私は今、築 90 年の蔵を拠点に、地域の資料を収集したりイベントを行ったりする「谷根千 < 記憶の蔵 > 」という活動をしていますが、ぜひ自治体の Web サイトの中にも、地域の資料をデジタルデータで保存する地域文書館を作っていただきたいと思います。

また、高野さんが仰るように「地域の人がそこに来て語れる場所」もすごく大事だと思いますが、今後はそこで行われる「語り」もすべて、映像なりで必ず記録しておくべきだと思います。

ただ、語りは途中でものすごく話が飛びやすく、一つの話の中にいろんな時代の話が出てきたりするので、保存にあたっては索引も必要です。

谷根千の Web サイトでも「谷中キーワード検索」という機能を設けて、キーワードを入れると「谷根千」の何号の何ページに該当記事が掲載されているか、検索できるようにしました。

そしてもう一つ私がお伝えしたいのは、「記憶は偏在している」ということです。

たとえば沖縄の方に聞くと、沖縄戦の記録はたくさんあるんですが、当時の沖縄の生活を記録した資料は少なかったりします。

同様に広島や長崎でも、原爆についての語りは多いけれども、それ以外の日常について語った記録はあまりない。

だから東日本大震災についても、震災そのものの記録も大事ですが、併せて平時の記憶もしっかり記録化しないといけないと思います。

高野 さきほど国際資料研究所の小川さんから、「アーカイブのコピーにメタデータを付与する仕組み」について提言がありましたが、それは僕らにとっても非常に興味があるところです。

たとえばそのコピーがどういう資料のどの部分にあたるのか、オリジナルの著作権の状況はどうなっているのか。そういったメタデータをちゃんととっていくことが重要ですし、最終的には書物など紙の資料だけにとどまらず、茶碗や史跡など紙以外の資料にもレファレンスがいくようにする。

それこそがデジタルアーカイブが本当に達成すべきことであり、実現すれば観光にも学術にも、さらには個人の歴史を語るうえでも役立つと思います。

今後は僕らも、そういった活用の形をぜひ作っていきたいと思います。

そもそも僕は活用の現場こそ、参加を促すものだと思うんですね。

「何かを思い出して語る」という場所を作ることによって、その人が持っている知識を記録できるわけですから。 活用の現場を柔軟に作り出すとともに、その現場にしっかりしたデータを届けられる環境をデザインしていくこと が、非常に重要になると思います。

また、さきほど「図書館では区内の店舗情報をアーカイブできない」という話がありましたが、結局のところ 図書館が主体的にアーカイブをやろうとすると、どうしても官僚的なスピリッツやフィロソフィーに妨げられるわけ です (笑)。

そういったことは僕らも日夜経験しています。

そこで今、僕が国立国会図書館の方とのブレストで提案しているのが、「Absolute non-voluntary」、つまり「国立国会図書館としては、この情報については一切責任を持ちません」というライセンスを作ったらどうですか?ということです(笑)。

そうすれば、図書館としても安心して優秀な活用法を世の中に問いかけることができるし、外部の人もそのプラットフォームで自由に遊ぶことができる。

プロが思い入れをもって高精度に作っている情報を、素人が自由に活用することができる、そんな場所をデザインしていったらいいんじゃないかと思います。

福井 先ほど水島先生からアーカイブの場合分けの話がありましたが、我々法律家の現場で「この作品を公開・活用したいのだけれど、どうすればいいでしょう」と質問をいただいたときは、権利情報の仕分けをするところから始めます。

作品というものは、雑誌でもテレビ番組でも写真でも、固まりで考えている間は権利のことは何も見えてきま

せん。だからまずはマトリックスを作って、情報の仕分けをするんです。

この映像の中には誰が映り込んでいて、誰がシナリオや校正台本を書いているのか。BGM にはどんな音楽が使われているのか。背景には何が映っていて、何をしているのか。

そういった情報を仕分けしていくと、どの権利がどのくらい重大に関わってくるのかが見えてきます。

たとえば著作権について言えば、BGM でかかっている音楽は誰かが作詞作曲した最近の曲なのか、それとも昔から歌われているパブリックドメイン(権利切れ)の民謡なのか。

それによって著作権処理が必要かどうかがわかります。

また、映像に映り込んでいる人がいるなら、それは一般の方なのか政治家なのか、芸能人なのか。一般の方なら普通に町を歩いているのか、それとも何か事故に遭った被害者なのか、何か問題を起こした被告人なのか。そういった属性によって、肖像権の扱いはまったく変わってきます。

さらにその作品をどのように使いたいかによっても、必要な権利処理は変わります。

ただ単にデジタル化すればいいのか、それとも公開・利用したいのか。利用する場合は非営利なのか、商業利用したいのか。

これらの情報を組み合わせれば、その作業は権利者の許可がないとできないのか、許可がなくてもできるのかが判断できます。

その結果、「許可がなければできない」とわかったものが、利用にあたっての課題ということになります。

ここで気をつけなければならないのは、完全に安全にすべての権利をクリアにしてから利用しようと思ったら、 ほとんど何もできないということです。

80 点とれれば OK、ある程度はリスクをとるという考え方も必要です。

また、許可が必要になったときは、最初に個別処理を考えます。権利者に連絡をとり、利用の許可をもらえるよう頼むわけです。もしそこでいくつかの権利をまとめて処理できるなら、大量処理も可能になります。

逆に「権利の問題は確実にあるが、個別処理では対応できない」という問題があれば、ここで初めて法制 度の出番になります。

問題を解決するための新しい法律を、みんなで話し合って作っていこう、という話を始めるのです。このように ボトムアップで立ち上がってくる法制度論こそが、真に必要とされる法律なのではないかと思います。

ゴードン 今夜の議論と会場からの発言を聞いて感じたのは、アーカイブには中央政府がやるべきことと、地域や草の根でなすべきことがあり、両者の間には緊張関係があるということです。

アーカイブ立国宣言が提言するさまざまな仕組みを実現するためには、どうしても国民の税金による資源が必要です。

同時に、今のようにデジタル生まれの情報が増えている時代においては、草の根レベルから生まれるさまざま な営みの情報も、きわめて重要になります。

その両者をどうやってうまく統合していくか。まず、仕組み自体は誰でも参加できるものにして、市民がそれを 見守り、参加しながら圧力をかけないといけないと思います。

その責任は日本に限らず、すべての国における市民の義務でもあります。

そして国の役割は、市民が持ち寄った情報をつなげられる「広場」を (インターネット上に) 作ることだと思います。 いろんな人が自分の持つ情報を「広場」に入れていけば、アーカイブの将来に向けて重要な役割を果たすような、 新たなバーチャルコミュニティができるのではないでしょうか。

ちょっと楽観的すぎるかもしれませんが、今後アーカイブがそういった世界を目指していくといいなと思います。

吉見 では最後に、私からも個人として発言させていただければと思います。

今回のサミット全体のテーマは、4つの提言からなるアーカイブ立国宣言でした。

この宣言の構築には、私自身も深く関与してきました。一部の方には「吉見俊哉はいつからナショナリストになったんだ」という疑念をもたれたかもしれませんが(笑)、若干抗弁をさせていただけば、地域のアーカイブをはじめとした地道な取り組みが継続していくには、そこに関わる人々が生きていくためのお金とか、資材処理の仕組みとかが保証されていなければなりません。

その保証のためには、国家的な予算や取り組みが不可欠です。

アーカイビングを行う人々に対して一定程度の人件費が確保され、そこに雇用が生まれること。そして著作権 を巡る法的な処理の仕組みが円滑になっていくこと。

これらが国家レベルで整っていないと、地域や市民レベルの取り組みは、長期的に持続可能な状態にはなりません。

そう考えれば、私たちは団結してアーカイブに関わる法的な仕組みの改正に取り組むべきだし、アーカイブの 予算確保や人材育成の仕組みも同時に作っていくべきということになります。

この点においてここに集まる方々が連帯することが、アーカイブ立国宣言を行う価値につながると思います。

もちろん現時点でも「アーカイブとはいったい何なのか?」という根源的な問いは残っているでしょう。 私たち自身も、その部分での認識を完全に共有しているわけではないかもしれません。

文書館をベースにしている方、図書館をベースにしている方、あるいはデジタル生まれのアーカイブに携わる方では、認識は微妙に違うと思います。

しかしながらそれぞれの認識を「アーカイブ」という言葉で東ねることにより、日本における記憶や記録、さまざまな過去の歴史との関わり方を、未来に向けて活用できるように変えていく、その回路を得ることができます。 そのための一つの大風呂敷なチャレンジとして、私たちはこのような宣言を出すのです。

アーカイブ立国宣言には、ここに登壇しているメンバーだけでなく、サミット組織委員会事務局長の沢辺さんや、 国立国会図書館のメンバーをはじめ、非常に多くの人たちが関わっています。

これらの皆さんのご協力にも、深いご理解をいただければ幸いです。

では、シンポジウムはここまでといたします。どうもありがとうございました。

| サミット宣言

沢辺では、アーカイブ立国宣言を読み上げさせていただきます。

提言 1:国立デジタルアーカイブ・センター (NDAC) の設立~国内における多数のアーカイブをつなぐデジタルハブの役割を果たす、日本のデジタルアーカイブ全体のセンターかつ窓口として、「(仮称) 国立デジタルアーカイブセンター を設立する。

提言 2: デジタルアーカイブを支える人材の育成~文化芸術分野の知見、作品の収集・保存・修復・公開の技能、そして必要な法律知識を適切に備えたアーキビストの育成を中心に、デジタルアーカイブを支える人的基盤を整備する。

提言 3: 文化資源デジタルアーカイブのオープンデータ化~公的な文化施設によって整備される文化 資源デジタルアーカイブを、誰もが自由に利活用可能なオープンデータとして公開する。

提言 4:抜本的な孤児作品対策~著作権・所有権・肖像権などの権利者不明作品(いわゆる「孤児作品」)につき、権利者の適切な保護とのバランスを図りつつ、その適法かつ迅速な利用を可能とする抜本的立法措置を実施する。

以上4つの提言が、アーカイブ立国宣言の骨子になっています。

本来ならばここで普通の集まりのように、この宣言を僕から提案して、参加者の皆さんから賛同の拍手をいただき、シャンシャンで終わる予定でした(笑)。

しかし今日のミーティングやシンポジウムでは、このアーカイブ立国宣言の提言に対し、皆さんからとても多くの補強案や問題提起が寄せられました。

それこそがこのアーカイブサミットの一番大きな成果なのではないかと思いますし、今後は今日の議論を起点として、さらに議論を進めていきたいと思います。

ただ、アーカイブの重要性・必要性そのものについては、今日参加していただいた皆さんで共有することができたのではないでしょうか。

そこで私たちは、今読み上げた4つの提言を中心とするアーカイブ立国宣言を一つの土台としてとらえ、今後はこれにさらにいろいろな肉付けをして、アーカイブのますますの充実を図っていきたいと考えます。

そのことも皆さんと認識を共有できると思いますので、よろしければ皆さん、このアーカイブ立国宣言を、ここにいる全員の共通の出発点として持ち帰っていただきたいということについて、賛同の拍手をいただければと思いますが、いかがでしょうか。(拍手)

ありがとうございました。

アーカイブサミット 2015 では、アーカイブの専門家・実践家の方々に全国から集まっていただき、四つのテーマについて議論した。

この議論をそれぞれのミーティングの司会・コーディネーターから、シンポジウムの司会=吉見俊哉が 集約して、総括シンポジウムの冒頭に報告したものを掲載する。

吉見 今回のアーカイブサミット 2015 では、4項目からなるアーカイブ立国宣言を掲げています。

これはアーカイブの専門家や実践家が集まった文化資源戦略会議の中で、本サミットの開催に向け、さまざまな構想や思案を行う中で考えられてきたものです。

今日のレクチャーやミーティング、ワークショップでは、この宣言を巡っていろいろな議論を行ってきました。 この後は4人の先生方に登壇いただき、総括的なディスカッションを行いますが、まずはその前提として、先 に行われたミーティング1~4で議論した内容について、私のほうから説明いたします。

| ミーティング 1 「アーカイブ政策、著作権と法制度 |

○ MT-1 アーカイブ政策、著作権と法制度

司会:福井健策(弁護士)

参加者:

池村聡(弁護士、元文化庁著作権課調査官)

今村哲也 (明治大学情報コミュニケーション学部准教授)

太下義之(三菱UFJリサーチ&コンサルティング芸術文化政策センター長/主席研究員)

桶田大介(弁護士、電子書籍と出版文化の振興に関する議員連盟アドバイザー、マンガ・アニメ・ゲームに関する議員連盟アドバイザー)

金子敏哉 (明治大学法学部准教授)

古賀崇 (天理大学人間学部准教授)

瀬尾太一(日本写真著作権協会常務理事、経団連ポータルサイト Japacon 主査)

中村伊知哉(慶応義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授、内閣知財戦略本部アーカイブタスクフォース議長)

中川隆太郎 (弁護士、骨董通り法律事務所)

吉見 ここでは著作権や権利処理を巡る法的問題について、4 つの論点から議論を行いました。

第1の論点は「何を対象として、何のためにデジタルアーカイブ化すべきか」です。

「何のため」については、もちろん「文化のために」という視点もありますし、経済振興や地域活性化など、 経済的な視点もあります。これについてはどちら側の視点からも積極的な意見が出ました。

しかし「何を対象に」というところでは、「アーカイブはすべてを対象にすべきだ」という意見と、「戦略的な

選別をすべきだ」という意見に分かれました。

第2の論点は「公的資金で制作・収集保存された文化・情報資産のデジタル公開促進策(=オープンデータ条項)の是非」です。

さまざまなデジタル文化資産をどんどんオープンにして公開していくという考え方について、議論が行われました。

たとえば公的資金を受けた研究や政策は、義務的に公開すべきだという積極的な意見もありましたが、一方で「作品とメタデータ、保存と公開は区別すべき」という意見もありました。

また、作品の非営利利用公開 (無料公開) と、出版社や映画制作会社などによる営利利用がどのようにすれば共存できるのかも、論点の一つになりました。

3番目の論点は「字幕化など海外発信のための支援の具体策、そしてその是非」です。

字幕化などの支援策はもちろん進めるべきであり、具体的な手段としては、留学生や市民の活用構想などが 挙げられ、海外事例も紹介されました。

ただし実践にあたっては、予算、技術、クラウドの活用や品質管理などの課題もあり、今後の打開が必須と 思われます。

最後の論点は「孤児作品 (オーファンワークス) 問題の解決はどのように図るべきか」です。

著作権者や所有権者が見つからない文化資産については、不明の程度がいろいろあり、一概には語れません。不明な分量が大量にあるものと少量のもの、利用の主体が公共(非営利)の場合と民間(営利)の場合、使用方法が保存の場合と公開の場合、利益目的の場合と非収益の場合など、作品によっていろいろなケースがあります。

孤児作品についてはこれらの「場合分け」を明確にしていき、ケースごとに複数の制度を組み合わせる作業が必須ということで、意見がまとまりました。

また、保存目的の場合のデジタル化については、著作権法 31 条第 2 項「国立国会図書館は特に許諾がなくても保存できる」という条項について、主体の範囲を一定程度拡大して対応すべきではないか、という意見もありました。

| ミーティング2「アーカイブ組織:お金の問題」

○ MT-2 アーカイブ組織:お金の問題 司会:沢辺均 (ポット出版)

ここでは、アーカイブを巡る経済の問題を扱いました。参加された各アーカイブ施設に経済的な側面をご報告いただき、その状況を共有・整理したうえで、現状の課題と解決の方向性を議論しました。論点は4つです。

第1の論点は、公的資金の使い方の改善です。現状では各省庁などの組織ごとに、予算が縦割りで配分されるケースが多くなっています。

公的資金が事業分野単位で分散していると、使い勝手がきわめて悪く、非効率的な使い方しかできません。 それを統合的に使えるような仕組みは必須であり、特に人材に対して柔軟に資金提供可能な制度を設計する 必要があります。アーカイブ問題の相当部分は、アーキビストという専門職人材を安定的に雇用し、彼らが安 心してアーカイブを実践できる基盤を作れるかどうかにかかっています。

しかし、現在のように予算配分が縦割りになっていると、専門人材を効率よく雇えず、アーカイブ作業を進める ことができません。人材に対する柔軟な資金活用は不可欠といえます。

第2の論点は、商業的利用可能性の開拓です。

アーカイブの商業的側面の重要性は共通認識といえますが、かといって収益を生むアーカイブだけを収集するような偏りが生じてはなりません。

アーカイブは量と多様性が価値を生み出すものです。「収益を生まないアーカイブは価値がない」ということには決してならないわけで、非収益なアーカイブもきちんと共存できるよう、ダイバーシティ(多様性)を保証する仕組みが必要であると考えます。

第3の論点は、アーカイブのコスト低減です。

ストレージやデジタル化などの技術革新、クラウド技術の活用、権利処理の効率化などによる対策が必須です。

第4の論点は、アーカイブの重要性を明確化することの必要性です。

知識文化インフラとしてのアーカイブの重要性を広く明確に伝え、そういう意識を誰もが共有できるような活動を展開しなければ、持続可能性は実現できないと考えます。

┃ ミーティング3「アーカイブの担い手、どうする」

○ MT-3 アーカイブの担い手、どうする 司会:佐々木秀彦(東京都美術館)

ここでは人材育成の問題を扱いました。

アーカイブの構築においては、一定レベル以上の能力を持った専門職人材が安心して働ける環境を作ること、 そしてプロだけでなくアマチュアでもアーカイブに関与していけるような形を作ることが必要です。

ここでは3つの論点が挙がりました。

第1の論点は、専門職のあり方です。

これからのアーカイブの構築には、既存の司書・学芸員・アーキビストなどの専門人材を基盤に、文化資源のデジタル化や権利処理に精通した、新たな高度専門職が求められます。

そういった人材を育てるためには、既存資格への共通カリキュラムや、新たな専門職の理念・マインドの構築、 そして職制の再定義が必要です。

これは即ち、博物館・美術館の学芸員制度や図書館の司書制度と、アーキビストに共通する部分をきちんと定義するということです。

アーカイブ関連の職種を横串でつなぐような制度や基盤を作ることにより、職制を再定義していくわけです。具体的にはカリキュラムの中味を詰めたり、座学ではなくさまざまなプロジェクトに実際に関わったりする中で経験を積んでいくことが必須となります。

では、そういった職制や専門職をどうやって定義し、専門性を担保していくかと考えたとき、第2の論点として学位・資格、第3の論点として養成機関の問題が挙げられました。

国家資格は必要なのか、それとも専門職学位なのか、認定資格はどうするのか、中途研修をどのように取り入れるのか、現職の教育をどうするのか、文化に対する臭党 (何を残すかの判断力) はいかにして育てるのか、など。また、アーキビストは「地域の人々をつなぐ運動の主体」としても考えていく必要があるため、養成機関では専門職の養成と同時に、一般向けのリテラシーを深めていく必要があると考えます。

なお今後に向けた、より大胆な提言として、「既存の学芸員資格や司書資格をなくし、アーキビストを含めた 別の新しい資格や職種を提言してはどうか」という意見も出されました。

そのくらいのインパクトがないと、世の中に受け入れられないのではないかという意見がある一方で、もしそれが現実的でないとしたら、自分たちでできる範囲のことをまずやってみてはどうかということで、「文化資源コーディネーター」という高度専門職を認定し、すでにそういった活動をしている人を表彰したり(ベストプラクティスの共有化)、人材養成のためのベストカリキュラムを作成したりするといったことも提案されました。

また、「アーキビスト育成においてデジタル化は一つの方法にすぎない。目的は文化資源をどう残し、活用していくかということなので、デジタルを強調した人材養成には特化しないほうがよいのではないか」という意見も出されました。

┃ ミーティング「〈アーカイブ立国宣言〉の具体化に向けて:ビジョンと戦術」

○ MT-4 〈アーカイブ立国宣言〉の具体化に向けて:ビジョンと戦術司会:吉見俊哉(東京大学教授)

ここではアーカイブを巡るさまざまな組織(文書館、放送、映画など)と、今回の宣言の関係をテーマに議論を行いました。

今回のアーカイブ立国宣言は、国立デジタルアーカイブ・センター(NDAC)の設立、デジタルアーカイブを支える人材の育成、文化資源デジタルアーカイブのオープンデータ化、抜本的な孤児作品対策という、4つの柱を持っています。

これらに対して、既存の文書館や出版、映画、放送、地域アーカイブなどの立場から、できるだけ多くの問題点を指摘してもらったところ、以下のような意見が出されました。

- ・宣言には文書館の視点が欠けているのではないか。
- ・宣言の内容が文化芸術分野に偏っているのではないか。
- ・オープンデータ化がビジネスに益する仕組みはどうなるのか。
- ・立国宣言というが、現在はそもそも個別アーカイブもしっかり構築されていない状態であり、その上にさらに 横串を通してもダメなのではないか。
- ・国家主導のトップダウンで政策を行うと、地方の小さなアーカイブが取り残されるのではないか。
- ・アーカイブでは市民は閲覧者として位置づけられているが、市民は作り手であり、単なる閲覧者という視点には限界があるのではないか。
- ・国内のアーカイブ機関を横串でつないでいくためには、アーカイブ宣言の中味だけでは不十分ではないか。
- ・宣言というからには、誰が主体となり、責任を持ってやるのかを、もっとはっきり出すべき。

このような批判が出る中で、「では、現時点でこういった宣言を出すことは早すぎるのだろうか」という議論も 出ましたが、「不十分ではあっても今から宣言を出していかないと、手遅れになるのではないか。このような 宣言を出すことによって、今後のアーカイブの方向付けを行っていく価値があるのではないか」という結論に なりました。

| ミーティングをまとめて

ではここで、この4つのミーティングに対する私の感想を述べたいと思います。

アーカイブ立国宣言を実現するにあたっては、グローバル化の中で、日本を位置づけなおすような大きなビジョンが必要になります。

一方で、委細な対応が求められる場合も多い。例えば、孤児作品問題では、「誰が、誰に、何を、何のために、 どう活用・公開するのか」という「細かな場合分け」をした上で、それぞれの対応を考える必要があります。

究極的には、これらはすべて「情報や知はいったい誰のものなのか」という問いへの答えにつながります。

私たちは今、デジタル技術が急速に広がる社会の中に生きています。

デジタル技術の影響はとても大きいのですが、中でも特に重要なのは、デジタルが発展すると私たちの社会は 「忘れる」ことができなくなる、ということです。

技術的には「すべてを記憶する」ことができるようになる。そんな中で、何を、どのように思い出していくことが未来につながるのか。

デジタル情報は使っても減らないし、むしろ使うことで価値が増えるという特性を持っています。

そこでデジタル情報を「どう使うのか」については、私たち自身が考え、デザインしていく必要があります。その際に必要なのが、個別のアーカイブ同士をつなぐ「横串」です。

その横串は、従来の個別アーカイブを減らすものであってはなりません。

予算、人材、法律、技術、いろいろな問題をクリアしながら、それぞれの個別アーカイブが経済的にも人材 的にも豊かになるような「横串」のデザインが必要になると思います。

講演会まとめ討論



アーカイブサミット 2015 では、以下の三つのテーマについての講演をおこなった。

講演内容の要旨は、この報告書の巻末資料として掲載した当日の「ガイドブック」に講演レジュメを載せて参加者に配布した。

ここでは、最後におこなわれた講演者三名によるまとめ討論のまとめを掲載する。なお、それぞれの講演テーマと講師は次のとおり。

- L-1 アーカイブのつなぎ方 講演 = 高野明彦 (国立情報学研究所教授)
- L-2 アーカイブをどう使うか 講演 = 目黒公郎 (東京大学教授)
- ○L-3 アーカイブを身近に感じるためには 講演=御厨貴 (東京大学客員教授)
- L-4 三講師による総括討論 高野明彦・目黒公郎・御厨貴

Ⅰ個人情報保護を乗り越えてアーカイブを構築するために

御厨 今後のアーカイブにおける一番の問題は、「法制度や組織をどう整備していくか」だと思います。 特に個人情報保護法の壁はどうにかして乗り越えないと、いざというときに必要最低限のデータすら集められない気がします。

高野先生はその点をどうお考えですか。

高野 御厨先生が仰る「限界」が、非常にわかりやすい形で表れているのが、国立国会図書館の東日本大 震災アーカイブ「ひなぎく」だと思います。

せっかくひなぎくに写真データが入っていても、写っている人の許可を得ないと公開できないので、結局は死 蔵に近い状態になってしまう。

そうならないために僕らができることは何か、と考えると、災害が「起きた後」よりもむしろ、何かが「起きる前」から地域にコミュニティを作り、そこに暮らす人たちが自主的に写真や資料を提供してくれるような、ある種の仕組みを作ることが重要ではないかと思いました。

これは災害に対する情報のレジリアンス (精神的回復力) を高めることにもつながるかもしれません。

そこで僕らが取り組んだ活動の一つが、御茶ノ水ソラシティの地下で 2013 年 4 月からスタートした、街歩きの起点&情報発信の拠点「お茶ナビゲート」の運営です。

もともと僕らは神保町のポータルサイト「JIMBOU」を運営する中で、神保町の古書店の在庫を横断的にアーカイブしていて、これがけっこう面白かったんです。

「50年後に見たらもっと面白くなるだろうな」と感じていたので、お茶ナビゲートは地域の店舗などの情報を紹介するだけでなく、「町の記憶をくみ取る場所」にしようと考え、施設内に御茶ノ水の古地図や古写真を集め、それを使って今の御茶ノ水の散歩を楽しんでもらえるような仕組みを作りました。

そうすると御茶ノ水界隈のお店は、「写真を見たお客さんが店に立ち寄ってくれるかもしれない」と考えて、 古い写真や資料を進んで出してくれる。

また、かつて御茶ノ水に校舎があった中央大学も、当時の写真があれば卒業生が喜んでくれるからと、今はもう存在しない御茶ノ水の校門や校舎の写真を、積極的に提供してくれるわけです。

町中にこういった拠点があると、町の人たちには「自分たちの組織の記憶をあそこに預けてみよう」というインセンティブが生まれるし、実際にデータが集まってくれば、町にふらっと来た人も「こういう記憶こそが重要なんだな」と気づき始める。

そうすると、今度はこの町でファミリー写真を撮っていた人たちが、個人情報のことは気にせず、どんどん写真を提供してくれるようになる。そうやって町の記憶を収めたアルバムができていくのです。

このように地域の人たちが「自分たちでコミュニティを作り、支えていくんだ」と思えるような場所を作ることが、 回りくどいようでも実際は一番早く「町の記憶」を収集し、活用できる方法なのかなと思います。

まずは僕らがそういったアプローチを草の根的に進めていって、いずれは国が応援してくれるようになればいいなと思っています。

御厨 お茶ナビゲートはとてもいい仕組みだと思います。

そこに来れば懐かしい写真や資料を見ることができて、それを見た町の人が「うちの写真もここに置いてみよう」 と思うようになる。

これは高野先生がずっと提唱されている「文脈作り」、つまり記憶と写真を文脈でつなぐ作業ですね。 ただ、先ほど「災害が起きた後ではなく、起きる前に」と言われましたが、こういった作業は心のゆとりがある時期でないとできないかもしれませんね。

では目黒先生は、個人情報の問題についてどのようにお考えですか。

III III II

事実、東日本大震災後の災害対応現場でも、自治体の首長の判断などで個人情報を利用している現場はたくさんありました。

ただ、そのことがあまり知られていません。

役所は横並び意識が強いですから、前例のないことはやりたがらないですが、前例があればとたんに自信を もって対応してくれます。

だから総務省には、ホームページの誰もが見やすいところに「〇〇県〇〇市は、こういう目的のために、こういう手続きで個人情報を使いました」という記録を掲載して欲しいと伝えているのですが、まだ不十分だと思います。

また、被災地の迅速な復興を考えた場合は、地籍に関する問題を専門に取り扱う第三者機関を作ることも、 個人情報に関係した問題の解決策の一つとして重要だと思います。

大災害は、その災害があろうがなかろうが、被災地が発災前から抱え将来的により深刻になっていく様々な問題を、時間を短縮し、より甚だしく顕在化させる性質があります。ゆえに、「元通りがいい」という被災者、特に高齢の被災者の声に従って、災害前の街を再建したのでは以前からの問題をより深刻化させるだけです。被災者の言う元の街のどこが良かったのかを整理・分析し、それらの長所を残しつつも、次世代以降の人々にも魅力の感じられる街の再建が求められます。

それを実現しやすくする環境整備の一つの方法に、浸水した地域を行政が一括買い上げして、少子高齢人口減少社会をふまえたうえで、魅力的な街づくりを実現することが考えられます。ある程度の私権の制限や地域の集約も考えながら、被災地の将来の姿を見据えた街づくり、次世代に新たな災害の危険性やインフラの甚大な維持管理を強いることのない街の復興、せっかく再建しても利用者がすぐにいなくなってしまうような状況をつくらない復興を、限られた予算の中で実現する方法です。

これを実施する上で最大の問題が「地籍」の問題です。

浸水した土地が誰のものなのかわからないと、行政はお金を払う相手が見つからず、土地の売り買いが成立 しないから、復興が遅れる。

そこで地籍不明な土地の問題に対応する第三者機関を設けて、行政はそこに応分のお金を預ける。後で地権者が出てきて「自分の土地を勝手に売られた」と言ってきたら、その第三者機関と地権者の間で交渉してもらう。

そもそも地権者も認識していないケースも多いし、クレームをつけてくる人は限られるでしょう。

このクレームに対応する別組織を作っておくことで、地籍の問題を解決し、迅速な復興につなげるというのも、 一つの考え方だと思います。

この考えは、我が国の財政状況が今後益々厳しくなっていく中で、確実に起こる南海トラフ沿いの巨大地震後の復旧・復興においては、より重要になると思います。

御厨 津波による浸水といえば、東日本大震災で被害に遭った地域の中には、明治や昭和の大津波や、戦後のチリ津波を経験したところもありますよね。

そういった現場に行ってみて気づくのが、「記憶」の重要性です。災害を予防するには、「昔ここでこんなことがあったんだ」という記憶が「見える」状態にあることが、すごく大事だと思うんです。

そもそも災害の被災地には、かつての災害の状況を刻んだ碑が立ってることが多いですが、その文面はたいがい漢文調で書かれていて読みにくいうえ、文字が薄れて見えなくなっているケースもあって、その碑がいつのどんな災害を記録したものなのか、町の人もよく知らなかったりするんです。

しかもそのうち「この碑は交通の邪魔だからどかしたい」とか言われたりもする。

今回も「昭和の震災でここまで津波が来た」ことを示す碑が地震で落っこちて、半年経ってもそのままになってたところがありました。地元の人に「このままでいいんですか?」と聞いたら、「重いし、どうせ役に立たないし」と。

つまり、昔ながらの碑文の役割はもう終わっている。だったら今後は碑を復元するより、そこに書かれている 内容をアーカイブして、いつでもビジュアルで見られるようにしておくほうが、記憶の再生という意味でははるか に有意義だと思います。

ちなみに広島では $5\sim6$ 年前に「爆心地の原爆投下前の町並みを CG で再現する」というプロジェクトがありました。

この CG は国連でも上映されて、けっこう評判になりましたが、それまでは「原爆以前のことは思い出したくない」と言っていた人が、このプロジェクトをきっかけに、当時の様子を語り始めたりすることもあったそうです。

CG 制作はお金がかかりますが、プロジェクトを行った人は全財産を投げ出して取り組んでいました。

そんなふうにみんなが情報を分かち合える仕組みができれば、災害後の記憶の再生や活用も進んでいくと思います。

| アーカイブの資金と継続性

御厨 では次に、アーカイブにおける「資金」の問題について考えたいと思います。

さきほど「東日本大震災から4年近く経ち、ボランティア組織や NPO が金銭面で苦しんでいる」という話が 出ましたが、資金面が苦しいと、精神的にも苦しくなりますよね。

この問題については高野先生、どうお考えですか。

高野 お金はもちろんたくさんあるに越したことはないのですが、それ以上に大切なのは、「災害にずっと付き合っていくことが自分たちのミッションだ」と思える人たちのチームを小さくてもいいから維持し続けることではないかと思います。

先ほど御厨先生が、「日本では平成天皇と美智子妃殿下がもっとも通時的共時性と一貫性をもって、災害現

場と付き合っておられる。そこで得られる知見には、専門家でもハッとさせられるものがある」という話をされましたが、やはり今の日本でそういった活動をしているのが「天皇皇后両陛下だけ」というのは、あまり良くない状況だと思うんです。

お二人と同じくらい現場にちゃんと足を運んで、5年10年と長期間にわたって多数の災害現場と付き合うチームを、きちんとした予算のもとに設置すべきです。

そうでないとこの国は、本質的なところで変わることができず、今回の大震災で対応が不十分だったがため に起きてしまった問題を、次の震災でもまた繰り返すことになると思います。

目黒 従来、防災対策は「コスト」と見なされてきました。

この状態が続く限り「一回やったら終わり」で、サステナブル(持続可能)ではありません。

これからは、防災対策を「コスト」から「バリュー」に変える取り組みが重要です。「震災のデータを集めて 今後の対策を検討する」という活動も同様だと思います。

それに関わる人たちにとって「価値ある仕事」にならなければなりません。

そもそも日本のこれまでの災害経験に基づいて進めてきた様々な防災対策やそのための技術や仕組みは、日本独自の先端技術であり、国際貢献に役立つキーコンテンツだと思います。日本の他の先端技術が、時として貿易摩擦の対象になったり、相手国で排斥の対象になったりする中で、防災に関わる技術やノウハウは、ほとんどの国から尊敬をもって受け入れてもらえます。

防災に関する技術やノウハウは、国内だけにとどめるのではなく、海外にも提供していくべきなのです。 そうすることが日本にとって大きなバリューになり、継続的な技術の進展や自国の災害軽減に貢献することを広 く伝えていくことが大切だと思います。

そしてもう一つ、先ほど御厨先生が石碑の話をされましたが、僕も石巻の青年から同じような話を聞きました。彼が言うには、かつて石巻で津波に遭った人たちは、その記録を 100 年オーダーで記録に残そうと石に文字を刻んでくれたけど、今の自分たちからすればその石碑は草むらの中にあったり、文字がよく読めなかったりして、実際には十分役に立たなかったと。

つまり先人達は「朽ちない碑」を作ることで、「経験を朽ちさせてしまった」わけです。

そこで私が石巻市に提案した企画が、子ども達にあえて「朽ちる碑」を作らせることで、定期的に震災の記憶を伝える機会を作ったらどうか、というものです。石巻では高校卒業時までは地元にいる子が多いので、6年間に1回ずつ、地元にいる間に最低2回は碑作りを経験できるように考えました。

小学生時代に、中学生や高校生のお兄さんやお姉さんに教えてもらいながらまず1回碑を作る。2回目は自分が中学生や高校生になって、小学生を教えながら碑を作る。

石巻市は、6年間に1回のイベントでは予算措置が難しいので、市内を6つの地域に分け、毎年順繰りに 実施する活動を今年から開始します。

御厨 やっぱり自分で手を動かさないと、震災の記憶は残らないんですよね。 自主的にアクションを起こさない限り、石碑はただの石の塊でしかない。

子ども達が自分の手で碑を作るという行為自体が、そのまま防災教育につながっていくのだと思います。

▍講演についての質問

長尾真(京都府特別参与) 先ほど目黒先生の講演で、東日本大震災のデータについて「震災直後に皆さんが 一生懸命集めたものが、失われる時期に入ってきている」というお話がありました。

これはたいへん重要な問題であると思いますが、今後も震災のデータをきちんと残していくためには、どうすればよいとお考えでしょうか。

目黒 東日本大震災に関するデータは、ここにきて予算が尽き、維持管理のための人件費も確保できなくなってきました。

集められたデータの一部は大学などに預けられたりもしていますが、最近はそれさえも難しい状況です。 この問題を解決するには、災害に関わるデータを一律で集められるような制度設計が必要だと思います。 日本の役所や組織は、いったんルールとして定められたことはきちんとやるので、そういったルールをある程 度作ってしまえば、最低限のデータは失わなくて済む仕組みができるのではないでしょうか。

それに加えて中央と各地域に、日本の災害に関するデータベースを構築し、長期的な視点で研究する機関を 設けることも必要だと思います。

道州制程度の地域区分で、それぞれの地域の特徴を踏まえたデータを集め、維持管理して研究するような組織を作り、中央なら霞ヶ関の官僚や首都圏の大学の研究者、地方なら地方自治体の職員や地域の大学の研究者が出入りして、顔を合わせて情報交換できるようにする。

そういった仕組みが作れれば、災害データベースを取り巻く状況はかなり改善すると思います。 現在はまだまだ道半ばなので、今後も実現に向けてがんばります。

| アーカイブの担い手に求められること

御厨 続いて、アーカイブ教育と人材育成の問題について考えたいと思います。 アーカイブに必要な人材の育成はとても重要なことだと思いますが、高野先生はどのようにお考えですか。

高野 アーカイブに関わる人材としては、図書館にライブラリアン、博物館や美術館にキュレーターと呼ばれる職業の方がいて、それぞれにプロフェッショナルな仕事をされています。

ただ日本の場合、そういった方々のプロ意識があまりに強すぎるというか、従来の職業倫理に留まりすぎている人が多いようにも思います。

たとえば海外の大学図書館では、新たにライブラリアンを採用する場合、IT が扱えることは当然ながら、今いるスタッフと同レベルの能力や考え方しか持たない人はもう雇わない、というんですね。

そうしないと20年後や30年後に、大学の学生や教授に有益なサービスを提供できなくなるから、と。

対して日本では、こういった危機意識は非常に低いと感じます。

もちろんみんなが IT 技術に長けた情報屋になる必要はないんですが、従来のサービスにもしっかりと価値を置きつつ、その価値を 20 年後、30 年後にも意味のあるものとして残していくには、どういう種類の IT 技術をどのように取り入れたらいいのか、もっと意識的に考えるべきだと思います。

また、大学や国立国会図書館の中にそういう教育が行える組織を作っていくことも、国の施策として重要ではないでしょうか。

御厨 日本のライブラリアンは、どうしてずっと「固い」まま来てしまったんでしょうね。

高野 正確な理由はわかりませんが、重要なのはやはりトップの意向でしょうね。

長尾先生が国立国会図書館長を務めておられたときは、「国立国会図書館がここまでやるか!?」という新しい取り組みが次々に出てきて驚かされましたが、日本ではそういうケースはまだまだ珍しいです。

欧米の図書館では、館長が「20年後、30年後はこういう図書館にしていくぞ」というグランドプランを描いて、その実現のためにはどういう人材が不足しているかを考え、ジョブディスクリプション(職務記述書)もきちんと書いて、適切な人材を探している。

それに対して日本では人事が硬直しているというか、ジョブディスクリプションを書いて人を雇うようなケースはまずなく、旧態依然とした選考の仕組み、つまり「大学を優秀な成績で卒業して、高得点で公務員試験に受かった人の中から選ぶ」という方法しかない状況にあるわけです。

そうなると、もともと母集団が目的に合致しない人たちばかりになってしまうので、欧米のような人材は育ちませんよね。

御厨 長尾先生、今のご意見についてはいかがですか。

長尾 もちろんトップダウンでの組織改革も重要ですが、図書館で働く職員一人ひとりが、「自分たちの組織をよりよいものにし、新たな時代の要請に応えるにはどうすればいいか」という職業意識と責任感を、もっと積極的に持つ必要があると思います。

私は国立国会図書館で働いていた5年の間、周囲に声をかけまくって、いろいろな取り組みを行ってきました。 その結果、最初は誰もやる気がなかった東日本大震災のアーカイブも、なんとか形にすることができました。 一人ひとりが意識を持って行動すれば、組織もだいぶ変わっていくんじゃないかと期待しています。

御厨 では、目黒先生は「人材の確保」についてどうお考えになりますか。

目黒 職場に優秀な人材を呼び込むうえで、もっとも重要なのは「人がその場に行きたくなる雰囲気作り」だ と思います。

たとえば防災ビジネスがいくら社会的に意義のある仕事でも、それだけでは優秀な人材は集められないんじゃないかと。

やはり一定の収入が得られて、周囲の人たちに尊敬されて、自由度が高くて面白い仕事ができて、極端なこ

とをいえば「ここで頑張ってる男は女にモテるし、女は男にモテる」となって初めて、その場に才能を持った 若い人たちが集まると思うんです。

もちろん一部の「本当に優秀」な連中は、知的興味の満足のために、自ら進んで「食えないところ」に行くんですが、「そこそこ優秀」な人に来てもらうには、少なくともちゃんとお金がもらえて、それなりの立場が保証される仕組みが必要だと思います。

御厨 人材教育の問題は、皆さん試行錯誤しながら取り組んでいると思いますが、なかなか「こうすれば OK」という正解はないですよね。

ただ、やはり目黒先生が言われたように、いい人材を確保するには「その仕事が面白いと思えること」が重要だと思います。

実際に働いてみてやりがいが感じられれば、自分から積極的に仕事を創造することもできると思いますし。 そういう好循環を作り出すためにはどうすればいいか、会場の長坂さん、お考えをお聞かせいただけますか。

長坂俊成(立教大学) 私は今、気仙沼で若い人たちが働くNPO法人の活動に関わっていますが、そこでの作業はアーカイブを集めてデータベースに登録したり、メタデータを預けたり取材に行ったり、日々淡々としたオタッキーな作業の繰り返しなんですね。

毎日それだけやっていると、すごく暗くなってしまう(笑)。

やはりアーカイブには楽しさも必要だと思うので、アーカイブの出口として集めたデータを電子教材に編集し、 学校教育で使ってもらうことを考えました。

日々データを集めている人たちも、学校現場に出てみれば「こうやってアーカイブを使うと楽しいんだ」ということがわかってきて、やりがいが感じられる。

さらに資金面では、アーカイブ構築を公費でまかない、電子教材編集作業も一定程度の対価がもらえる仕組みが作れれば、「自分も頑張れば地方公務員以上に稼げるんだ」と目標が見えてきて、この仕事に継続的に関わっていこうという意欲が持てる。その意味でも、アーキビストは大学院の修士課程で育成するものではないと思います。

もちろんそういうルートがあってもいいと思いますが、現状では学校で育成されている人材と、現場で求められている人材は違うのかな、という気はしますね。

あと、肖像権に対する補償金の問題もすごく大事だと思います。

たとえば今、家庭でブルーレイや DVD の録画用メディアを買うと、料金の中にデポジット (保証金) が含まれますよね。

それと同じように、家庭用のビデオカメラにも保証金的な金額を一定程度プールしておいて、いざ災害が起きたときにはその肖像権に対して、社会的な保証がなされる仕組みを作っていくことも必要ではないかなと。

こういったことはすべて税金でまかなうわけにもいかないし、ビジネスとして市場で解決できるものでもないので、両者の間でバランスをとっていくことが重要だと思います。

最後に個人情報の話ですが、平成 25 年に災害対策基本法が改正され、「避難行動要支援者名簿の作成」

が各自治体に義務づけられました。

そして、自治体であらかじめ条例を定めておけば、本人の同意がなくても、その名簿を事前に消防や警察、 民生委員などの避難支援等関係者に配ることができる、とされています。

でも実際には全国 1,700 の自治体で、どこもまだ事前配布は実現できていません。

なぜなら内閣防災担当が、名簿に記載すべき個人情報の項目の中に、障害の等級や薬の既往症など、細かな情報まで入れてしまっているからです。

各自治体はそれに惑わされて、「そこまでプライベートな情報を盛り込んだ名簿は配れない」と躊躇しているわけです。

一方、災害後の個人情報の取り扱いをみると、たとえば気仙沼では車のナンバープレートや家の表札、女性の肌、顔のアップなどが写っている写真は、未だに公開判断ができない状況です。

こういったケースは、国立国会図書館のガイドラインだけでは運用しきれない部分があるので、先に述べた社会的保証の仕組みなども含め、もう少し細やかな対応が必要になってくると思います。

今後も先生方にご指導いただきながら、着実に被災地のアーカイブ作業を進められればと思っています。

■ アーカイブとビックデータ

御厨 ではここでもう一つ、アーカイブにおけるビッグデータの処理について考えたいと思います。 まず目黒先生、ビッグデータは今後ますます身近で、使いやすいものになっていくのでしょうか。

目黒 そうですね、オープンデータとの関係も含め、使いやすくなってほしいとは思います。 ただ、ビッグデータが入手しやすくなるかどうかと、それを有効活用できる環境が整うかどうかとはまた別の話なので、今後はビッグデータをうまく使うためのメソッドや仕組み作りが、より重要になってくると思います。 いくら提供する側から「使っていいよ」と言われても、うまく使うための環境整備が伴わなくては有効活用はできません。

手法に関しては、ビッグデータのサイズが大きくなればなるほど、「そこからどうやって重要なエッセンスだけを取り出すか」という問題が重要になります。

言い方を変えれば、あまり重要ではないデータをどうやって捨てるかということですが、これについては、関連する研究機関が一生懸命に研究を行っていることころです。

加えて、防災のためにビッグデータを使用する場合は、まずビッグデータの利用目的をはっきりさせることが重要だと思います。

たとえば「ケータイの記録から人がどういう風に行動していたのかがわかる、すごいでしょう」と言われても、 困るわけです。大事なのは「それがわかると、防災上どんないいことがあるか」を明確にすることです。

「災害が起きたとき、いつ、誰に、どんな情報を提供すれば、その人の状況がどのように改善されるのか」などの、ビッグデータの活用事例を具体的に示していくことが大切だと思います。

高野 私の所属する研究所も、最近はビッグデータで生きていこうという感じになってるんですが (笑)、僕自身はビッグデータに対して多少の違和感がありまして、距離を置き続けています。

そもそもビッグデータの研究自体、「ビッグデータを得やすい分野」の研究に偏りがちで、しかも「データが大きければ大きいほど偉い」みたいに考えられている。

それは文化的な価値とはちょっと違う気がするんです。

たとえば「全国の自動販売機の売上げが時々刻々わかる」とか、「100円玉を先に入れる人と10円玉を先に入れる人の比率はこのくらい」とか、さらには「関東と関西ではその比率はこのくらい違う」とか、そういうのがいくらわかったところで、僕自身の生活には関係ないと感じてしまうんですよね。もちろん、カーナビが道路の混雑状況を教えてくれたりとか、ビッグデータが実際の生活に役立つこともあるので、一概にビッグデータ全体を否定するわけではありません。

ビッグデータから何がわかるのか、逆に何を知るためにビッグデータが必要なのか、まずはそういったシナリオ を作ったうえで、ビッグデータにアプローチすべきだと思います。

あと、僕がビッグデータよりも本などのスモールデータにこだわるのは、それが人間による知識の結晶だと思うからです。

たとえば百科事典は全35巻もあったりして、量としてはかなり多いように見えますが、実際にはその何百倍もの書物に埋もれていた知識の中から、人間がもっとも重要なものだけを選び抜いて、結晶化しようと取り組んできた結果なわけです。

僕らはそういった結晶を読み解いたり、結晶を水溶液に戻して化学反応を起こさせたりという努力をすべきであって、濾過されていない川の水のほうが水量が多いからいいでしょ、と言われても、それはちょっと違うんじゃないかなと。

だから僕はこのビッグデータ全盛の時代にあっても、どちらかというとスモールデータという"澄んだ水"で勝負したいと思っています。

| まとめとして

御厨 私自身が今日先生方のお話を聞いたり、『アーカイブ立国宣言』を読んで感じりしたことは、やはり今は記録や記憶の使い方が、とても激しく揺れているんだなということです。

その揺れが、従来の資料やドキュメントの扱い方にも影響を与えてきている。

今後はビッグデータの活用を考えるのと同時に、従来のスモールデータをきちんと追っていくことも重要だと思います。

特にビッグデータは、使い方によっては間違った結論につながることもあります。

たとえば昨年『昭和天皇実録』が発行されたとき、ある新聞社が「誰が何回天皇に拝謁したか」の頻度分析を行いました。

この記事が出たとき、他の新聞社は「やられた」と悔しがりましたが、実はこの作業はまったく無意味なものだったことが、後からわかりました。

昭和天皇は戦後すぐは、短い時間に多くの人に拝謁しているので、同じ人間が一日に何回か天皇に拝謁した場合は、記録上は一回の記載で済ませていた箇所があるのですね。

そのことを聞いて驚いたのですが、他の新聞社は「恥をかかずにすんでよかった」と胸をなで下ろしたという、 実に情けない話でしたが、私はこの話を聞いて、「もともとのデータの内容をきちんと把握せずに分析したら 危ないな」と、つくづく思わされました。

ちなみにこの『昭和天皇実録』は、政治的な意味よりむしろ、社会風俗的な意味のほうが大きいと思います。 たとえば「天皇はこの日にこんな映画を見た」ということもはっきり書かれていて、ある年の12月8日には『トラ・トラ・トラ!』を見てるんです。

真珠湾攻撃を描いたアメリカ映画を、まさにその開戦記念日に見たというのは、普通、何かものすごい意味があると思いますよね。

実際、この記述をそのまま残したら対米関係が悪くなるんじゃないかと、編集会議でも問題になったようです。 でも、実はこれは単なる偶然だった。たまたまその日、昭和天皇は映画を見る予定があって、どんな映画を 見るかを決めたのは、日程を決めたのとはまったく別の部署だったと。

縦割りの官僚社会ではよくある話です。だからこの事実は、消されることなくそのまま記載されています。 このように、資料の社会風俗的な意味は読み手側が付与していくものです。

本書もぜひ手にとってご覧いただくと面白いと思います。

では、この討論会はここで終わりたいと思います。

今日の講演やシンポジウムを通じて、我々の知見が皆さんの今後の活動に役立つことがあったなら、我々に とって望外の幸せです。

ご清聴ありがとうございました。

ワークショップの まとめ

東京藝術大学総合芸術アーカイブセンター

発表者:嘉村哲郎(東京藝術大学芸術情報研究員)

「総合芸術アーカイブセンターの取組み」

東京藝術大学のデジタルアーカイブ 総合芸術アーカイブセンターの取組み

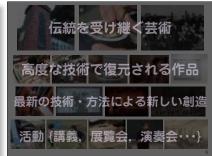
ARCHIVE SUMMIT 2015

嘉村哲郎 東京藝術大学芸術情報センター / 総合芸術アーカイブセンター とうきょうげいじゅつだいがく

唯一の国立系総合芸術大学

毎日の教育・研究活動で創造されるもの





何らかの行動・干渉が伴わない限リ 形としてのこることはない

だから、のこすための行動をする

誰のために?

> 学生

> 教員

何のために?

東京芸術大学を あきらかにするために



過去と現在を情報化してわかること

蓄積・保存・継承されてきたモノ・コト 過去 - 現在 → 未来に伝える役割

総合芸術アーカイブセンター

美術 音楽 × 情報 文書

(活動期間 2011.5-2016.3)

美術 × 情報

立体物 講義・講演 卒業制作 研究室資料 できごと

立体物





- 1. 美術教育への環元
- 2. 現在の作家視点による過去作品の表現領域の再現と追求
- 3. 文化財の保存・修復時の参考資料

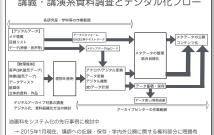
講義・講演





- 1. 過去に記録された映像テープのデジタル変換 研究室を訪問調査(要説明). 記録媒体, 本数, 内容を大雑把に確認 → デジタイズの優先決めと重要性の検討
- 2. これから行われる講義・講演に対する記録のシステム化 2015年度計画

講義・講演系資料調査とデジタル化フロー



1.DVデッキまたはDVカメラ/DVDからデータを抽出

- 2.不要な前後部分の映像カットとMPEG4/H.264圧縮
- 3.学内ストレージ及びVIMEOに保存 4.メタデータ付与と目録の作成
- 講義や講師情報は教務の資料や研究室資料、講義映像を見て調査

再生機器の音声出力からPCの音声入力に取り込みとMP3圧縮 44KHz/256Bit

DVテープ・音声テーブは取り込みに実時間がかかる。

当時の講義・講師情報を調べるために学内資料やWebを探すという手間が発生

DVデッキ/カメラは生産終了品。壊れたら取り込みができなくなる。

卒業制作

2013年度,卒業制作図録の廃止の噂がでる

→ 卒制作品のDB化目標があるため,真相調査



1.図制作業者 → 目録データ, 画像の譲渡

2.学生全員 → データ収集, Web掲載の権利承諾の確認 3.項目が52に及ぶ。画像はインデザインに埋込みの状態

4.2006~2010年の目録を作成

参考: 用語整理の試み

作家が「材質・技法」を記述するための辞書ツールの開発

- > 『卒業・修了制作作品集』の「材質・技法」の用語整理
- > 用語と典拠情報をゆるやかな関係で構造化

彩、クレヨン、キャンパス 、羊毛、染料/綴織 鉄、紙、革、羽根など 映像 (アニメーション) 映像(アーメーション) 棒に彩色 映像をプロジェクション 6台のスライドプロジェクタ によるインスタレーショ



研究室資料



美術解剖学研究室 美術解剖図 掛図 明治~大正期

研究室資料(未整理)

佐藤一郎先生

島田文雄先生

2TB分の活動のデータ





できごと

アーカイブセンターの活動を本学関係者に感じてもらうために



今,大学で何が行われているのか わかる手段が無い ・特別講演やシンポジウム等

情報収集 歩いて学内掲示物から探す 研究室Web,附属組織Web

掲載ポリシー 内容に藝大の文字が あれば容赦なく登録する

音楽 × 情報

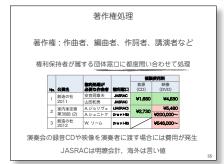
演奏会 演奏会情報 著作権処理・管理

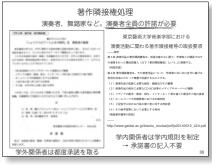


















文書 × 情報

[文書館] アーカイブズ機能 アーカイブズ(文書館)機能の確立をめざす 大学史文書による藝大史の"見える化"

- 1.所蔵文書の目録化
- 2.関連資料の収集、保管、データ化
- 3.学内外の各種調査研究・閲覧への対応
- 4.寄贈資料の受入(紙媒体の他、楽器などの物資料も)
- 5.デジタル化による保存と活用

















情報

情報システム整備 資料調査 デジタル化・技術選定 コンテンツ作成・活用















芸術 分野 芸大 個人 大学 組織 日本 芸術 世界 日本

過去を知り現在を見る ミライを創造する原動力をつくること



ワークショップの まとめ

大日本印刷 田中一光アーカイブ

発表者:木戸英行(公益財団法人 DNP 文化振興財団 CCGA 現代グラフィックアートセンターセンター長) 「田中一光アーカイブ」

















美術作品と異なり保存されにくい > 記録や資料が残りにくい ● 展覧会、出版等によるグラフィックデザインの普及

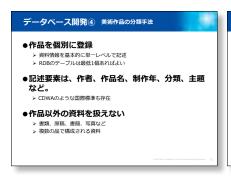
現在の取り組み 1. データベース開発 2. 高精細デジタルアーカイブ 3. 写真資料デジタルアーカイブ 4. 印刷技法調査 5. 学術研究助成



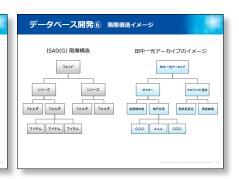


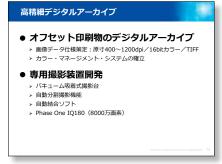


ワークショップのまとめ 大日本印刷 田中一光アーカイブ











写真資料デジタルアーカイブ





学術研究助成

所蔵資料公開 作品基本情報共有 データベース連携

ご清聴ありがとうございました。

ワークショップの まとめ

連想出版 地域の文化資源アーカイブ

発表者:中村佳史(NPO法人連想出版)

「地域の文化資源アーカイブ・お茶ナビゲート」

地域の文化資源アーカイブ

NPO法人連想出版 中村 佳史



連想によるスポット提案



お茶ナビゲート - 歴史ギャラリー



丹下健三 戦前の作品





mAAch ecute 神田万世橋 旧万世橋駅

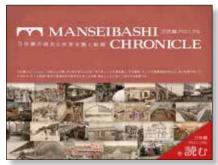


『新永間建築事務所初代写真帳』



万世橋クロニクル









ワークショップのまとめ 連想出版 地域の文化資源アーカイブ







万世橋アーカイブ



万世橋アーカイブ



スペシャル・オープン・ウィーク 東京ステーションギャラリー



職人さんパネル



高津区ふるさとアーカイブ

- ・区制40周年記念誌『たかつ』
- 予約限定付録DVD
- 区制40周年記念写真展
- 高津区ふるさとアーカイブWEBサイト
- ワークショップ開催
- iPhoneアプリ「たかつぶらり」

区制40周年記念誌

- ・高津区制40周年記念誌 『たかつ
 - ひと・まち・記憶』
- ・予約限定付録DVD 「記憶のシャッター」



高津区ふるさとアーカイブ



テーマと時代から写真を見る



検索画面



ワークショップのまとめ 連想出版 地域の文化資源アーカイブ









ワークショップの まとめ

東京国立近代美術館フィルムセンター

発表者:とちぎ あきら(主任研究員)

「フィルム・アーカイブは映画をどのように扱うのか――松本俊夫監督作品『銀輪』(1956年) をめぐって」

フィルム・アーカイブは映画を どのように扱うのか

松本俊夫監督『銀輪』(1956年)をめぐって



とちぎあきら(東京国立近代美術館フィルムセンター主任研究員・映画室長)

プロローグ

フィルム・アーカイブとは、フィルム(動画像・音 声記録媒体の総称)、関連資料(ノンフィルム) 及びこれらに関する情報を、一定の条件のもと、 現時点で使用可能な技術、装置、材料などを用 いて、さまざまな目的による利用(保管、複製、 変換、上映、展示、供覧、アクセス対応など)を、 長期的に可能にしつつ、実際にこれらを利用す る活動、ないしはその活動を行う組織である。

アーカイブー般の活動を、その所蔵品と関連情 報から見て、集める~残す~見せるプロセスであると考えると、フィルム・アーカイブの活動を、 所蔵対象であるフィルム及び関連資料に即して、 その実務をフローチャートにすると、以下のよう になる。

運営(事務系の仕事)

<u>収集</u>~安全保護·長期保管~登録·目録化~上映·展示~アクセス対応 · <u>保存·復元</u>

調査・研究(学芸系の仕事)

背景1

松本俊夫監督(1932~)戦後日本の実験映像 の牽引役として、実作・文筆・教育という多方面 から、前衛の立場で活動。

『銀輪』(1956年、35mm、12分、カラー)は、PR 映画、ニュース映画の製作を主にしていた新理 研映画が日本自転車工業会から海外用PR映 画製作の委託を受け、当時新入社員だった松 本に、初めて監督を任せた作品。

松本は、製作にあたり、美術評論家・瀧口修造 の周囲に集まっていた新進芸術家たちの集団 「実験工房」に参加していた山口勝弘、北代省 三(美術・構成を担当。山口はグラスワーク作品を、北代はモ ビール作品を提供)、武満徹(音源に楽器を用いないミュ ジーク・コンクレート作品を提供)らに協力を依頼。『ゴジ ラ』(1954年)完成後、カラー映画への意欲を見せ ていた円谷英二に、特殊効果を依頼して完成さ 発表当時より、戦後抽象美術の文脈で、日本における 実験映像の嚆矢として、高い評価を受けた(1956年8月、 近代美術館において、映画グループ主催による上映会の記録 がある)。しかし、その後半世紀の間、フィルムの残存 が確認されないまま、「幻の映画」になっていた。



背景2

1990年代以降顕著になってきた、文化・記録映 画製作等を担う中小映画製作会社による原版 フィルム保管の危機

- ・ビデオ化、デジタル化によりフィルムの使用が急減 ・コンテンツ内容のカタロギング・インデックス化、作品の権利処理が進まない限り、二次利用は困難
- ・保管費用の負担も、フィルムの預託を受けてきた現 像所の無償保管も困難
- ・製作会社のスタッフの高齢化、廃業・倒産の危機

2000年前後より、原版フィルムの寄贈が増加 2001年、映像文化製作者連盟加盟社への呼 びかけを受け、寄贈案件、本数が急増。

映画フィルム所蔵本数(2013年度末)72.290本

2013年度収蔵本数 5,003本 (内訳=寄贈4,706本、購入297本)

独立行政法人化(2001年)以降13年間の増加数 45,136本(年平均3,472本)

原版フィルムの大量寄贈例

- 共同映画(1998年)328本(うち原版フィルム320本) 東京福原フィルムス(2002年)2,298本(すべて原版)
- 毎日映画社(2002年)1,914本(すべて原版) 桜映画社(2002年)1,237本(すべて原版) 読売映像(2004年)4,264本(うち原版フィルム2,879本)
- 同(2008年)4,777本(うち原版フィルム4,773本) 日映科学映画製作所(2005年)301本(すべて原版) 光映(2007年)735本(うち原版フィルム615本)
- ・中日映画社(2011年)1,192本(うち原版) ・中日映画社(2011年)1,192本(うち原版フィルム664本) ・中国放送(2013年)3,019本(うち原版フィルム878本)
- 神奈川県(2014年)983本(うち原版フィルム982本)

収集

2005年、新理研映画(その後、理研映画に改 名)作品の権利を継承していた株式会社徳間 書店より、日本文化・記録映画269作品(595 本)の原版フィルムを含む、302作品(634本)の 映画フィルムを受贈。

そのなかに、'Bicvcle in Dream'と英語題名が 付された『銀輪』35mmオリジナルネガを発見。 (日本語タイトルは残存を確認できず。また松本監督は、納品 後に監督の知らないところで、カット及び音楽が追加されている

画ネガ

35mm、イーストマンコダック製、1955年製造、2 巻(1072フィート02コマ)、12分[24コマ/秒映 写]、カラー、画郭1:1.375、トリアセテート・ベ

35mm、富士フイルム製、1956年製造、2巻 (1072フィート02コマ)、12分、モノラル、ヴァリ アブル・エリア・タイプ、銀塩トラック、トリアセ テート・ベース

検査・登録・目録化

寄贈等の契約に先立ち、敷地内に搬入された フィルムを、荷解き、仕分け、仮置きを経て、技 術スタッフによりビュワー付き編集台によるフィ ルム検査及び調査カードの作成を行う。



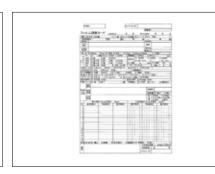
ワークショップのまとめ 東京国立近代美術館フィルムセンター



ビュワー付ケム16mmフィルム2連式編集台

調査項目として、受け入れ時のフィルム尺長、 形状(フィルム幅)、ジェネレーション、フィルム ベース、フィルムストック、白黒・カラーの別、画 面比率、サウンドの種類、字幕の有無、現像状 態の注記、原版情報、その他の検査結果など がある。

フィルム調査カード及びフィルム調査者用入力 内容説明は、次スライド以降を参照。









編集台に付設したCCDカメラにより、画面上に 現れる文字情報(タイトル、クレジット、間幕、テ ロップなど)や、内容を登録する上でインデック スの役割を果す静止画像を、ハードディスクに 取り込むとともに、印刷する(「コマ抜き印刷」と 呼んでいる)。



19

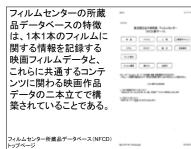


編集台に装填された16mmフィルムから静止 画像をキャプチャする様子



入力スタッフにより、以下の作業が行われる。

メインタイトルから、フィルムセンター所蔵品 データベース(NFCD)上で検索を行い、すでに 所蔵品がある場合は、フォーマット化されてい る映画作品データに、映画フィルムデータをぶ ら下げる。未所蔵の作品の場合は、新たに映画作品データと映画フィルムデータを作成する。 ・調査カード、コマ抜き印刷上の情報に加え、寄 贈者等から提供されたリスト、文献資料、ネット 上のデータなどから採取した情報を加え、作品 -タ及びフィルムデータの該当項目に入力



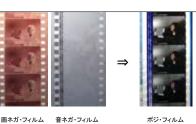


上映企画「発掘された映画たち2005」で上映

保存·復元⇒上映

2005年に発見された35mmオリジナルネガから、 同年、写真化学的な複製プロセス(アナログ復 元)によって、35mmプリントを作成。

上映企画「発掘された映画たち2005」において 一般公開上映(8月2日、18日)。8月18日の上 映後、松本監督を招いてトークを実施。その際、 監督より原版フィルムの褪色を原因として、「色 のバランスがおかしい」との指摘を受ける。







画ネガ・フィルム 音ネガ・フィルム

ワークショップのまとめ 東京国立近代美術館フィルムセンター

アナログ復元

「匠の技」に支えられた技術。機械的に制御で きる技術ではなく、忠実なコピーを作成するとい う目的からは、多くの限界がある。

- フィルムの乳剤層に付いた傷や汚れを取り除くことが できない。
- ・前の世代のフィルムから転写された傷や汚れを直す ことができない。
- ・重度の変形、変質が画面のユレ、ガタツキ、ボケと なって現れる。
- 重度の変褪色を修復することができない。 フィルムからフィルムへの複製自体、世代間の劣化 は免れ得ない。

2009年、徳間書店の許可を得て、松本監督に 監修をお願いして、デジタル技術を用いた修復 による復元(デジタル復元)を実施。

デジタル復元とは、映画製作において特殊効果 (SFX)等に使われてきたDI(デジタル・インター メディエート)技術を、フィルムの修復に応用し

『銀輪』のデジタル復元においては、3つの可能 なワークフローを構築し、それぞれのプロセスと 成果の比較研究を行った。

デジタル復元の作業工程の基本

元素材となるフィルム

単 高解像度・高ビット深度でコマ単位のスキャン 修復前のデジタルデータ

⇒ デジタルドメインでの修復

修復後のデジタルデータ⇒DCP原版などデジ タル原版を作成

ネガ・フィルムへ出力

上映用プリントの作成

3つのワークフローを設定

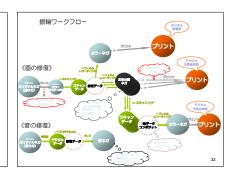
①従来のデジタル復元

修復データ⇒35mmカラーインターメディエート ネガに レコーディング⇒35mmプリント

②三色分解ネガ保存・アナログ復元

修復データ⇒RGBに分解し、35mm白黒インターメディ エートネガにレコーディング⇒光学合成により35mmプリ ント

③三色分解ネガ保存・デジタル合成 修復データ⇒RGBに分解し、35mm白黒インターメディ エートネガにレコーディング⇒ネガを再スキャン⇒デジ タル上で合成⇒35mmカラーネガ⇒35mmプリント



プロジェクトの評価

- 1. 松本氏の監修により、カラーコレクションに おける方向性が定まった。
- 2. 三色分解用35mm白黒インターメディエートネ ガ(その後、富士フイルムがETERNA-RDSとし て商品化。2011年米アカデミー賞を受賞)の使 用により、データの長期保存を実現
- 3. プリント画質の比較検証により、①に比べ② ③によるプリントは、解像度、フレアの抑制、粒 状感増加の緩和などにおいて優れた結果を示 した。

デジタル復元版を上映企画「発掘された映画た ち2010」にて、同年5月11日、23日に一般公開



館外上映・アクセス対応

2005年の発見・アナログ復元版上映以来、とり わけ2010年のデジタル復元版上映後、『銀輪』 はさまざまな目的に応じて、上映、展示、番組 利用等において、35mmフィルム、DVD、Blu-ray Disc等デジタルメディアによって、運用・活用さ れている。

この利活用の展開には、著作権者である徳間 書店より、非営利目的による利用について無償 で協力をしていただいていることも大きい。

主催あるいは共催による館外上映の実績例

·国立国際美術館「第1回中之島映像劇場 美術と映像:戦前 から戦後へ」(2010年)

·京都国立近代美術館「MoMAK Films 2013 戦後前衛運動と 映画」(2013年)

映画」(2013年) ・コミュニティシネマセンター「蘇ったフィルムたち~東京国立近 代美術館フィルムセンター復元映画特集」(2013年~継続中) 広島市映像文化ライブラリー、川崎市市民ミュージアム、山口 は本書がよいます。 情報芸術センタ

貸与・複製利用等の申請に基づくアクセス対応 実績例(申請者別に列挙、年表示は年度)

①国内貸与 ・イメージフォ・

- ・イメージフォーラム「松本俊夫映画回顧展」(2008年)
 ・名古屋市立大学「シンポジウム EXPOSE 2009 アヴァンギャ ルド芸術のために」(2008年) ・神戸映画資料館「第2回神戸ドキュメンタリー映画祭」(2010
- ・京都文化博物館「第6回映画の復元と保存に関するワーク ショップ」(2011年) 環境芸術学会 第14回大会(2013年)文化庁第17回メディア芸術祭「松本俊夫監督作品上映プログラック・
- ラム」(2013年)

・座・高円寺ドキュメンタリーフェスティバル(2014年)

, 一バーハウゼン国際短篇映画祭「松本俊夫監督回

ゼル、2010年)

・ハーバード・フィルム・アーカイブ「松本俊夫監督特集」(アメリカ・ケンブリッジ、2011年)

ス・/ン・/ン・/といま) ・APニュースフィルムセンター「荻野茂二に関する特別上映会」 (スイス・チューリヒ、2011年) ・世界文化会館「第2回ベルリン・ドキュメンタリー・フォーラム」 (ドイツ・ベルリン、2012年)

③複製利用(主に展覧会における展示上映、国内)

・国際交流基金「東京1955~1970展」(アメリカ・ニューヨーク近代美術館、2012年)

・町立久万美術館「白昼夢一松本俊夫の世界」展(愛媛県・久 万高原町, 2012年)

-「実験工房 巡回展」(2012~13年)

神奈川県立近代美術館、いわき市立美術館、富山県立美術館、 北九州市立美術館、世田谷美術館

·京都造形芸術大学(2012年~)通信教育用教材に使用 ④複製利用(海外)

・第8回光州ビエンナーレ(韓国・光州、2010年) ・ボトシーン芸術研究センター(フランス・パリ、2010年+2011年) 実験工房に関する展覧会
・ギャラリー・ギゼラ・カピティン(ドイツ・ケルン、2012年) 山口勝

弘展

-ミュージアム(アメリカ・ニューヨーク、2012年)

エピローグ

『銀輪』は、フィルム・アーカイブ活動における近 年の貴重な成功事例である。

・散逸の危機にある文化・記録映画等の原版フィルムを安全保 護するなかで発見された。 ・監督による監修のもと、フィルムの保存・修復におけるベスト ブラクティスと実証実験を行うことができた。

・著作権者による協力のもと、幅広い利活用が行われた。 ・松本俊夫監督の業績への評価顕彰、戦後の実験映像や前衛 芸術運動の検証、文化・記録映画製作の再評価など、広範な 領域のテーマに関する研究に貢献することができた。

こうした成功を、もっと多く、より継続的に生 み出していくには、どうしたよいのか...



ご清聴、ありがとうございました。

アーカイブサミット2015「ワークショップ アーカイブのつくりかた II 」 2015年1月27日(月)13:00~14:30 @千代田区立日比谷図書文化館セミナー室B

2015.01.26 (月) $10:30 \sim 20:30$

文化、暮らし、発明や発見、経済活動などを前進させるアーカイブ、 海外の経験にまなび、ナショナルデジタルアーカイブ・NDA へ

ARCHIVE SUMMIT

2015japan

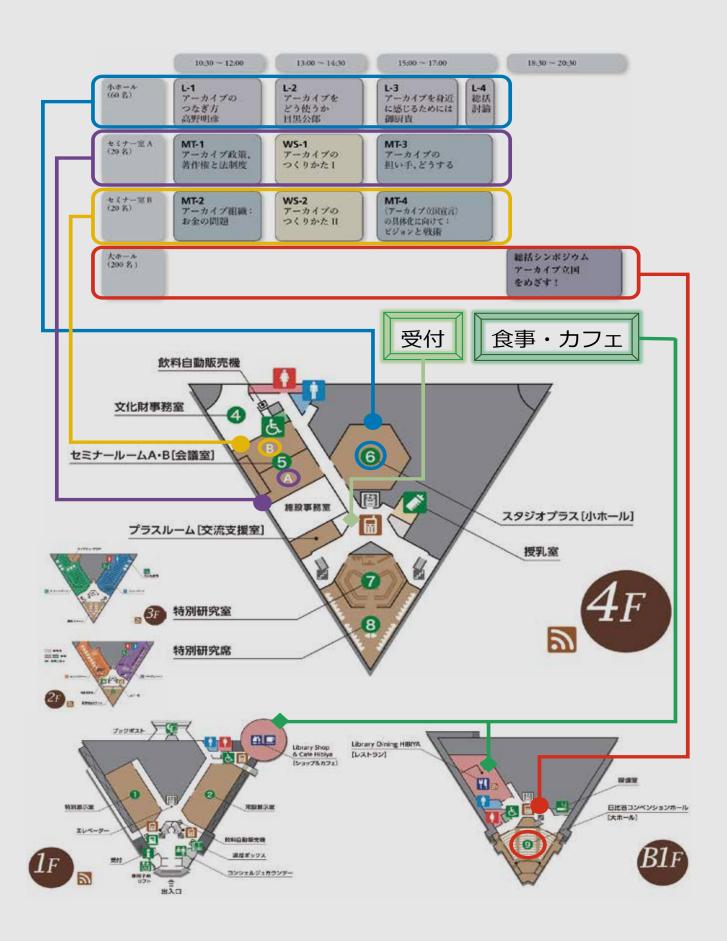
ガイドブック

主催●アーカイブサミット組織委員会

共催●千代田区立日比谷図書文化館

後援●千代田区





●目次

アーカイブ立国宣言……004

- MT-1 アーカイブ政策、著作権と法制度……011
- MT-2 アーカイブ組織:お金の問題……013
- MT-3 アーカイブの担い手、どうする……014
- MT-4 〈アーカイブ立国宣言〉の具体化に向けて:ビジョンと戦術……016
- L-1 アーカイブ (知識の蔵) のつなぎ方 高野明彦 (国立情報学研究所教授) ……017
- L-2 アーカイブをどう使うか 目黒公郎 (東京大学教授) ……020
- L-3 アーカイブを身近に感じるためには 御厨貴 (東京大学客員教授) ·····025
- L-4 三講師による総括討論 高野明彦・目黒公郎・御厨貴……025
- WS-1 アーカイブのつくりかた I 総合芸術アーカイブセンターの取組み……026
- WS-1 アーカイブのつくりかた I 田中一光アーカイブ……027
- WS-2 アーカイブのつくりかた II 地域の文化資源アーカイブ・お茶ナビゲート……028
- WS-2 アーカイブのつくりかた II フィルム・アーカイブは映画をどのように扱うのか
 - ---松本俊夫監督作品『銀輪』(1956年) をめぐって·····029

総括シンポジウム――アーカイブ立国をめざす!……030

●ご案内とお願い

アーカイブサミット 2015 は、午前中から(夜のシンポジウムをのぞき)三つの会場で、三つのコマで、ミーティング・講演・ワークショップを開催します。参加者は、お好きなプログラムに参加いただけます。途中の入場・退場も自由ですので、それぞれのコマに席のあるかぎり参加いただけます。

本日のご来場、誠にありがとうございます。

本サミットの開催、並びに会場の利用上の注意をまとめていますので、必ずご一読ください。

- ○サミットの円滑な進行のため、各セッションにおいては司会やファシリテーター、 スタッフの指示を尊重してください。
- ○無断での撮影、録音、録画はご遠慮ください。

ただし、セッションによっては、可能な場合もありますので、スタッフにご確認ください。

報道目的の方は受付でお申し出ください。

- ○なお、ソーシャルメディア等でのご発信は各自の責任において自由です。 Twitter をお使いの場合は、ハッシュタグとして、#アーカイブサミット をご利用く ださい。
- ○館内は蓋付きの飲み物以外は飲食禁止です。

なお、1Fにカフェ、B1にレストランがあります。また日比谷公園内にもレストランがあります。

- ○携帯電話は4F、1F、B1は通話可能ですが、3階全部及び2階の大部分は通話できません。
 - 3F、2Fの閲覧エリアや階段などで通話されることのないよう、お願いします。
- ○喫煙所はB1にあります。

●基調 アーカイブ立国宣言

提言 1: 国立デジタルアーカイブ・センター (NDAC) の設立

国内における多数のアーカイブをつなぐデジタルハブの役割を果たす、日本のデジタルアーカイブ全体のセンターかつ窓口として、「(仮称)国立デジタルアーカイブ・センター」を設立する。

提言 2: デジタルアーカイブを支える人材の育成

文化芸術分野の知見、作品の収集・保存・修復・公開の技能、そして必要な法律知識を適切に備えたアーキビストの育成を中心に、デジタルアーカイブを支える人的基盤を整備する。

提言 3: 文化資源デジタルアーカイブのオープンデータ化

公的な文化施設によって整備される文化資源デジタルアーカイブを、誰もが自由に利活用可能な オープンデータとして公開する。

提言 4: 抜本的な孤児作品対策

著作権・所有権・肖像権などの権利者不明作品 (いわゆる「孤児作品」) につき、権利者の適切な保護とのバランスを図りつつ、その適法かつ迅速な利用を可能とする抜本的立法措置を実施する

◆文化資源の蓄積と活用

我が国は明治維新以来、欧米を手本にモノづくりによる豊かさを追求してきた。しかし 21 世紀に入り、消費財は行き渡り、製造業の拠点は海外に移りつつある中、我が国の経済は、モノづくりからコトづくりへの転換を遂げつつある。モノに付加価値をつけ、魅力あるソフトを制作し、高度なサービスを提供する基盤としての創造性は、我が国が古来より蓄積してきた文化資源への参照と活用によってこそ生み出される。独自性を持ち、世界に通じるコンテンツを生み出し続けていくためには、これまで蓄えた知を活かし、新たな創造の源とする、「知の循環」を社会に根付かせることが必要である。

図書、記録文書、映像、写真、美術品などのさまざまな文化資源を共有し、活用することは、社会を成り立たせるための礎となる。東日本大震災は、図らずもそのことを明らかにしたと言うことができよう。津波に対する備えを古来の伝承からどう学んでいたのか。原子力発電の安全性や放射能の影響について何が明らかにされ、何を知らされていなかったのか。残された記録や日々生み出される情報を分かち合い、吟味して活かすことは、郷土を守り、国を維持し、社会をより良くしていくための根本的な営為である。

文化資源の発信は、国際社会に対する貢献にも資することが期待される。江戸時代の浮世絵をはじめ、映画やマンガ、アニメ、ゲーム、食文化、ファッションなど、我が国が生み出したコンテンツは世界を魅了してきた。こうした芸術文化を通じて諸外国から好意的に見られることは、ソフトパワーの時代と言われる現代において、世界の中で一定の地位を保つことにつながる。2020年の東京オリンピック・パラリンピックを機に、世界の視線が再び日本に注がれるとき、我が国の文化資源の蓄積と活用の成否が問われることになる。

◆デジタルアーカイブの拡大に向けて

多様な文化資源をデジタル化し、世界に発信するデジタルアーカイブの整備は、文化資源の蓄積と活用における中心的な課題で

ある。諸外国を見れば、すでに 3,000 万件を超えるデジタルデータを有する EU のヨーロピアナ(Europeana)に象徴されるように、各国がしのぎを削る急速な構築が進められている。他方我が国では、各地、各機関で先駆的な取組は見られるものの、デジタルアーカイブを巡る環境は、欧米諸国と比べて多方面で対応が遅れていると言わざるを得ない。アーカイブの現場では、依然として必要な人材や財源の不足といった問題、そして著作権をはじめとする解決困難な多くの法的課題にも直面していることに加え、各種文化資源の散逸・劣化も進んでおり、もはや包括的かつ抜本的な対応の実行は急務となっている。

我が国の魅力ある文化資源を収集・保存し、魅力的な形で全世界に向けて発信することは、我が国の文化芸術のプレゼンスを向上させるとともに、「知のインフラ」として、各種ビジネス・教育・研究・福祉・観光・まちづくり等に決定的に貢献するものである。かつ、これらの知識インフラは、比較的少ない予算で世界最先端の水準の整備が可能であり、将来の維持管理費用も従来型インフラに比べれば低水準で賄える点で、財政難かつ少資源の日本の浮沈の鍵を握るものと言っても過言ではない。

このような停滞した状況を打ち破り、文化資源を礎にした成熟社会を形成していくためには、知識インフラの基盤となるデジタルアーカイブの振興を国家戦略として位置付け、そして文化資源に関わる当事者の力を結集するための制度整備を行なうことが不可欠である。私たち文化資源戦略会議は、「アーカイブ立国宣言」として、以下の4点を柱とした、デジタルアーカイブ振興政策の確立を提言する。

提言 1: 国立デジタルアーカイブ・センター (NDAC) の設立

国内における多数のアーカイブをつなぐデジタルハブの役割を果たす、日本のデジタルアーカイブ全体のセンターかつ 窓口として、「(仮称)国立デジタルアーカイブ・センター」を設立する。

提言 2: デジタルアーカイブを支える人材の育成

文化芸術分野の知見、作品の収集・保存・修復・公開の技能、そして必要な法律知識を適切に備えたアーキビストの 育成を中心に、デジタルアーカイブを支える人的基盤を整備する。

提言 3: 文化資源デジタルアーカイブのオープンデータ化

公的な文化施設によって整備される文化資源デジタルアーカイブを、誰もが自由に利活用可能なオープンデータとして 公開する。

提言 4: 抜本的な孤児作品対策

著作権・所有権・肖像権などの権利者不明作品(いわゆる「孤児作品」)につき、権利者の適切な保護とのバランスを図りつつ、その適法かつ迅速な利用を可能とする抜本的立法措置を実施する。

以下、各提言について解説していく。

提言 1: 国立デジタルアーカイブ・センター(NDAC)の設立

国内における多数のアーカイブをつなぐデジタルハブの役割を果たす、日本のデジタルアーカイブ全体のセンターかつ窓口として、「(仮称)国立デジタルアーカイブ・センター」を設立する。

ヨーロピアナや米国デジタル公共図書館(Digital Public Library of America)に象徴されるように、デジタルアーカイブの発展及び国民全体による利用の促進という観点からは、多数のデジタルアーカイブが分野ごと・地域ごと・機関ごとに並存しているだけでなく、それらの個々のアーカイブをつなげるハブ機能の存在がきわめて重要となる。このようなハブが存在することにより、ポータルサイトとして一元的な管理・検索が可能となり、利用者の利便性が格段に向上するほか、ヴァーチャルな形であれ、個々のアーカイブの所蔵する数百万点もの作品が一カ所に集められることにより、国内はもちろん、海外に向けても、日本の文化資源のデジタルアーカイブとしての存在感が一段と大きくなるからである。

このようなナショナルセンターとしての役割を果たし、日本が世界に誇る文化資源のデジタル化を国家的に推進する機関として、「国立デジタルアーカイブ・センター(以下、NDAC = National Digital Archive Center と略)」の設立が必要である。この

NDAC は、国内の諸デジタルアーカイブを支え、統合的利用を可能にするという機能を果たすことが第一義的な目的であるが、それを実効性あるものにするためには、施設・設備面での裏付けも必要である。また、中心となる施設はひとつに集約する必要はなく、むしろ機能分担・地域分担による複数施設の設置が考慮されてよいだろう。

NDAC は既存のデジタルアーカイブを対象とするだけでなく、各文化施設所蔵品や地域で掘り起こされた各種文化資源のデジタル化・公開を支援するとともに、文化資源を扱う新たな専門家の研修・育成などの役割を担うことも期待される。このようにデジタル情報が集積・統合されるセンターが設立されることによって、日本のデジタル文化資源(コンテンツ)の権利情報データベースが付加的に備えられることになり、デジタルアーカイブの発信する文化資源の国内外における利用がさらに促進されることが望ましい。

NDAC が有すべき 10 大機能

- 1. 各文化施設・関連機関・地域の文化資源のデジタル化・公開支援機能
- 2. それを支える現物保管機能
- 3. デジタル文化資源(コンテンツ)のデータ形式の標準化機能
- 4. 新しいアーカイブ専門家の研修・育成機能と研究開発機能
- 5. 国内の各デジタルアーカイブのデジタルハブ機能/ポータルサイト機能
- 6. デジタル文化資源権利情報データベース機能
- 7. 国民等への啓発・普及機能
- 8. デジタル文化資源を活用したビジネスモデル開発・起業支援機能
- 9. 国内・海外関係者との交流機能(字幕付与・多言語発信の支援機能を含む)
- 10. 以上の機能を支える企画・運営機能

提言 2: デジタルアーカイブを支える人材の育成

文化芸術分野の知見、作品の収集・保存・修復・公開の技能、そして必要な法律知識を適切に備えたアーキビストの育成を中心 に、デジタルアーカイブを支える人的基盤を整備する。

文化資源をアーカイブ化し、活用するためには、それを担う人材を欠かすことができない。博物館、図書館、文書館など既存の文化資源機関では、学芸員や司書、アーキビストがその役割を担っているが、デジタル化を進めるための知識や技能は充分とは言い難い。「アーカイブ立国」実現のためには、新たな担い手、専門人材の育成に取組まなければならない。そのためには、高度文化資源専門職の養成制度を創設する必要がある。

(1) 高度文化資源専門職「(仮称) 文化資源コーディネーター」の創設

既存のアーキビスト、学芸員、司書等の専門職が培ってきた専門能力を深化拡大させ、デジタルアーカイブの構築において中心的な役割を果たす、新たな高度専門職を創設するべきである。新たな高度文化資源専門職に求められる専門性は、大別すると次の3つである。

第一に、専門分野に関する知見(文化、芸術、学術)である。博物館や文書館、図書館などが取り扱う文化資源について、学問的な裏付けを持って発信するためには、その専門分野(例えば、美術館であれば美術史、文書館であれば歴史学等)に対する深い知見が不可欠である。従来の学芸員・司書の養成制度は、取り扱う資料の内容や背景に関わる専門性を確立することに充分な役割を果たしてこなかった。高度文化資源専門職には、取り扱う文化資源の専門分野について大学院修士レベルの知見が求められる。

第二に、文化資源を取り扱うための知識・技能である。文化資源を取り扱い、広く共有し、創造性に貢献するために必要な知識・技能としては、①文化資源を物理的かつ電子的に継承するための「保存・修復(プリザーヴィング)」、②文化資源に価値を見出し、情報として記述するための「収集・組織化(アーカイビング)」、③文化資源の価値を顕在化させ、共有するための「企画・発信(キュレーション)」、④文化資源と人びとをつなぎ、新たな価値を創出するための「交流・創発(コーディネーション)」、⑤文化資源を扱う活動の使命を明らかにし、その達成に向け経営資源を配分し、事業を統括するための「統括・経営(マネジメント)」を挙げることができる。

第三に、デジタル技術を活用したアーカイブ化のための知見である。まず、情報メディア(IT 技術)に関する知見として、文化資源を取り扱うさまざまな場面で IT を活用し、文化資源をデジタル化し情報メディアに載せていく技能を有する必要がある。さらに文化資源を適切に扱い、共有するには、著作権をはじめとする知的財産権、肖像権、契約など各種法律分野に関する知識が不可欠となる。情報技術の発達により、文化資源のデジタル化とその発信が容易になる一方、知的財産権に関わる法制度や慣行も変化を続ける中、実務的な法的知識と、将来の動向を見据えた知見が求められる。

(2) 専門性の担保と資格・学位の創設

高度文化資源専門職には、新たな資格の創設や学位の授与を行ない、求められる専門能力を公的に担保するべきである。デジタルアーカイブの振興を成熟社会の国家戦略の一環と位置付け、新たな国家資格(「(仮称)文化資源コーディネーター」)を創設し、その専門能力を担保する、あるいは国家資格の創設が困難な場合、次善の策として専門職大学院で「文化資源学(専門職)」の学位を授与可能とすることを検討するべきである。

前述した NDAC は、高度文化資源専門職の育成において、諸機関の拠点としての役割を果たす。既存の大学、博物館・美術館・文書館などの文化資源機関、研究教育機関や企業等による MALUI(Museum、Archives、Library、University、Industry)連携の枠組みの中で養成課程を編成し、専門職養成の支援や国家資格の付与を行なう。

養成する人材は、特定の分野についてすでに大学院修士レベルの専門性を有する、あるいは学部において司書や学芸員の資格を取得していることを前提とする。学部・大学院から直接専門職大学院へ進学することも想定されるが、主な対象となるのはすでに文化資源機関で専門職として働く人々である。既存の文化資源専門職がより広い視野を獲得し、技能を向上させていくための制度と位置付ける。

カリキュラムを編成する際には、理論と最先端の事例を往還することを意識する。情報技術の進展はめざましく、知識は日々更新されており、国際的な視野で最新の動向を見据える必要がある。最先端の事例教育は、連携機関の専門職員が職務の一端として担う。さらにデジタル技術や情報環境の変化に対応するため、修了・資格取得後も常に新たな知識を学び続ける機会を設けることが望ましい。

人材養成は、研究開発や文化資源を基盤とした一般向けの学びのプログラムの実践と連動して進めていく。NDACは、MALUI 関係者のラボであると同時に、一般の人びとを巻き込むラーニング・コモンズとして、特定の専門家だけではなく、文化資源に関心ある人びとが広く関わることを前提とする。そのために人材養成機関は、静的な高等教育機関ではなく、専門職の養成と一般向けのリテラシー開発を同時に行なうような運動体としてとらえるべきである。

提言 3: 文化資源デジタルアーカイブのオープンデータ化

公的な文化施設によって整備される文化資源デジタルアーカイブを、誰もが自由に利活用可能なオープンデータとして公開する。

近年世界各国において、公的機関の保有する多様な公共データを積極的に公開し利活用を進めることで、公的活動の透明性向上やイノベーションの促進を図ろうとするオープンデータ政策が進展している。我が国においても公共データのオープンデータ化と利活用の促進は、2013年に閣議決定された「世界最先端 IT 国家創造宣言」における重点項目として位置づけられ、各省庁が保有する地理空間情報、防災・減災情報、調達情報、統計情報等の多様な公共データを再利用可能な形で公開する取組が急速に進められている。

しかし各種の公的文化施設の保有する文化資源の公開と利活用促進が、オープンデータ政策でも重要な位置づけを占めることは、 我が国では広く認識されるには至っていない。この点 EU では 2013 年、加盟国の公的機関のオープンデータ義務を定めた 2003 年の「公共セクター情報の再利用指令」の大規模な改正を採択し、従来中央政府や地方自治体等を対象としていた情報資源のオープンデータ義務を、美術館・博物館・図書館・アーカイブ施設にまで拡大することを決定した。これにより加盟国の公的な文化施設は、第三者が知的財産を保有しているなどの特別の理由がない限り、デジタル化された作品のデータやメタデータを、無料かきわめて低廉な料金で、再利用可能な条件で公開していくことが義務づけられる。さらに米国においても、オバマ政権が強力に押し進めるオープンデータ戦略の一環として、スミソニアン機構の各文化施設が保有・公開するデジタルデータを 2014 年中にオープンデータ化する計画が示されるなど、文化資源デジタルアーカイブのオープンデータ化は、各国において重要な政策課題となりつつある。 ヨーロピアナや米国デジタル公共図書館に集積されるこれらの文化資源アーカイブは、一元的に検索・閲覧可能であることに加え、その多くがクリエイティブ・コモンズをはじめとした自由利用ライセンスの適用や、パブリック・ドメインであることを明示する共通マークの採用等により、オープンデータとして誰もが自由に利活用可能とされている。蓄積された文化資源は、公開され、そしてそれに基づく営利・非営利の諸活動の原資になることにより、はじめてその真価を発揮できる。

現状の我が国の公的文化施設のデジタルアーカイブでは、所蔵作品のデジタルデータの公開を行なうにあたり、著作権が消滅している場合ですら何らかの利用制限がかけられている、あるいは権利状態や再利用条件が明確に記述されていないなどの理由により、その利活用が困難となっている場合が多い。文化資源の保存・公開のみならず幅広い利活用を進めていくためには、クリエイティブ・コモンズのような国際的に標準化された自由利用ライセンスの活用を含め、内外での再利用を促す形での利用条件の明確化を行なうことが望ましい。

さらに各種文化施設の中でも、特に近年、大学等教育研究機関における情報のオープン化に向けた動きは目覚ましく、教育・研究両面における取組が拡大している。教育分野においては、大学の講義映像・資料を無償で公開するオープンコースウェアや、MOOCs(Massive Open Online Courses)と呼ばれる大規模なオンライン講義の公開など、大学の高等教育を社会に開かれたものとしていくための取組が世界各国において進められている。研究分野においては、学術論文や研究データの公開と再利用拡大を目指すオープンアクセス化の動きの中で、米国では公的な支援を受けた研究成果に対してオープンアクセス化を義務づける法律が制定されるなど、公的支援を受けた知的成果の公開と利活用を進めるための施策が進められている。これら教育・研究分野における公開情報を、多様な文化資源アーカイブと有機的に連動させるためには、カリキュラム構築やインフラ整備と同時に、デジタルアーカイブに収蔵されたデータ自体が自由利用可能であることが不可欠の要素となる。

具体的には、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が 2012 年 7 月に公表した「電子行政オープンデータ戦略」に示される「公共データは国民の財産である」という認識の下、「①政府自ら積極的に公共データを公開すること、②機械判読可能で二次利用が容易な形式で公開すること、③営利目的、非営利目的を問わず活用を促進すること、④取組可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取組に着手し、成果を確実に蓄積していくこと」という 4 原則を公的な文化施設にも適用し、MALUI 連携の中において、デジタルアーカイブが自由に利用され、新たな知的成果を生み出していくことを促すための措置を実施するべきである。

提言 4: 抜本的な孤児作品対策

著作権・所有権・肖像権などの権利者不明作品(いわゆる「孤児作品」)につき、権利者の適切な保護とのバランスを図りつつ、その適法かつ迅速な利用を可能とする抜本的な立法措置を実施する。

文化芸術デジタルアーカイブ拡大に向けた多くの課題の中でも特に制度改革が急務であるのが、権利者不明のために適切な利用許諾を得ることができず、各文化施設に死蔵される「孤児作品(Orphan Works)」問題の解決である。こうした孤児作品問題は大別して、①所有者が不明なフィルム・文化財などの所有権の孤児作品問題、②著作権者が不明な作品における著作権の孤児作品問題、③写真や映像で被写体の身元がわからない肖像権の孤児作品問題に分けられ、いずれもきわめて困難な対応を要する。国内外の各種調査から、探しても著作権者が見つからない②の孤児著作物だけで、過去の全作品の約50%にも達すると推計されている。すなわち、この点だけをとっても過去の文化資源の約半数は、権利者の許可が得られないが故にデジタル化も公開もできない。逆に言えば、孤児作品の利用ルールを大胆に整備すれば、この数千万点以上にのぼる「宝の山」に生命を与え、デジタルアーカイブでの所蔵・公開数を飛躍的に増大させることが可能になる。

孤児作品の問題は、デジタルアーカイブ業務を行なう文化施設や民間企業自身の努力のみによっては解決することができず、立 法措置を含めた対応が不可欠となる。知的財産の適切な保護を図りつつ、我が国が世界最高水準のデジタルアーカイブを実現す るための前提条件として、以下の3点の立法措置が必要であると考える。

法改正提案 (1):公的文化施設による孤児著作物の利用

公的な文化施設(図書館・美術館・博物館・放送局・アーカイブ施設等)については、非営利の目的に限り、事前の供託金等の支払を要さず、権利者不明の孤児著作物のデジタル化とインターネット公開を可能とする。

各国の文化資源デジタルアーカイブの構築においても、膨大な孤児著作物の存在は最大の障壁となっており、例えば英国図書館の著作権保護期間中の可能性のある書籍の43%、英国のミュージアムの所蔵写真の90%、米国学術資料の約50%、国立国会図書館の明治期刊行図書の約50%(著作者ベースの場合約71%)が、それぞれ権利者不明の孤児著作物であると推計されている。孤児著作物問題への対応としては、我が国の著作権法においても、権利者探索の努力を行なった上で文化庁長官による利用開始の裁定を受けることができる、いわゆる裁定制度が存在する。しかし、現状の裁定制度は、その利用開始に伴う業務の煩雑さ(特に、権利者探索の「相当な努力」の過度な負担)や補償金の事前支払義務等を背景として、2008年まで年間0~5件程度の利用に留まっており、法改正による一定の迅速化がなされた2009年以降も年間15~30件程度で特定分野に大きく偏るなど、大幅な改善には至っていない。

一方、デジタルアーカイブの拡大を急速に進める EU においても、孤児著作物の問題は強く認識されており、2012 年 10 月、新たな「孤児著作物指令」が採択され、その利活用の円滑化と適切な権利者保護の取組が進められている。同指令では、一定の要件を満たした文化施設については、所蔵作品について所定の権利者探索を行なうことにより、事前の補償金等を支払う必要なく孤児著作物のデジタル化・インターネット公開が可能と定められた。一度孤児著作物として認められた著作物は、共通のデータベースに登録され、他の文化施設も同様の利用を行なうことができる。

同指令の下でも、事後的に著作権者が名乗り出た場合には利用を中止し、適切な額の補償金を支払うことが求められるが、通常 孤児著作物の著作権者が後に発見される可能性はきわめて低く(我が国の裁定制度における過去の実績によれば 0.1% 未満)、数千万点の作品のデジタルアーカイブ公開を前提とした場合には、我が国の裁定制度のような事前の補償金を必要とする制度と比して、文化施設の負担額は格段に低廉なものとなる。権利者不明である以上、作品は市場ではほぼ流通しておらず、商業セクターのビジネスを阻害する可能性は低い。むしろ、「知のインフラ」整備は新たな需要とビジネスチャンスを掘り起し、商業的活動の発展にも資することが期待できる。

我が国においても、今後のデジタルアーカイブの拡大にあたり、EUの孤児著作物指令を参考とした法改正を検討する利点は大きいと考えられる。具体的には、一定の要件を満たした公的文化施設を、申請に基づき「特定文化施設」と認定し、研修を受けた専門家の配置などを条件に、現行の裁定制度よりも明確・簡素化した条件での権利者調査と一定の権利情報データベースへの登録を条件に、孤児著作物を利用可能とすることが考えられる。

法改正提案 (2): 裁定業務の著作権等管理事業者への委託

我が国の権利者不明作品の裁定制度における文化庁長官の裁定業務を、民間の著作権管理団体に委託することにより、裁定手続の迅速化と利用拡大を図る。

法改正提案(1)における孤児著作物対策は、限られた文化施設の非営利目的利用に関してのみその利用要件を緩和するものであり、民間企業等の孤児著作物利用促進のためには別途の法的措置を検討することが必要となる。この点につき、前述した EU 孤児著作物指令の国内法化作業と並行して、英国では 2013 年 3 月、民間企業による孤児著作物利用も可能とすべく、英国著作権法を改正した。同改正では、(1)我が国と同等の担当大臣による孤児著作物利用裁定制度を新たに設けると同時に、(2)担当大臣は、その裁定業務を民間の著作権等管理事業者に対して委託可能であると定められる。このような裁定制度の民営化とも言うべき措置は、「拡張集中権利管理(Extended Collective License)制度」と呼ばれ、すでに北欧諸国では数十年以上の運用実績を有し、英国以外の EU 諸国や米国等においても検討が進められているところである。

今後、我が国においてもデジタルアーカイブを急速に拡大させるに際し、膨大な孤児著作物の裁定行為を政府機関のみで行なおうとすることには大きな困難が予想される。また、ある著作物が孤児著作物か否かの認定に必要な知識という面でも、当該分野での豊富な権利処理の経験と著作物に関するデータベースを有する著作権等管理事業者は、重要な役割を果たしうるものと思われる。孤児著作物利用の円滑化・迅速化と、民間事業者の知識・人材の活用を進めるため、我が国においても著作権等管理事業者制度を積極的に活用した施策を検討するべきである。

法改正提案(3):著作権以外の権利者不明作品の利用に関わる責任の制限

肖像権等、著作権以外の権利者が不明である作品の利用を円滑化するため、アーカイブ業務を行なう文化施設に対する民事責任の制限を行なう。

文化施設のデジタルアーカイブにおいては、所有権や肖像権等、著作権以外の権利者が不明であるとの問題も生じうる。例えば 国立国会図書館東日本大震災アーカイブ等においても、収集された写真や映像等の被写体と連絡を取ることが不可能なため、肖 像権についての許諾を取ることができず、法的リスクの観点から公開をすることができないものが多く存在する。また、記録映 画フィルム等の分野では、特に劣化・損傷の著しい文化資源について、一刻も早く文化施設による適切なデジタル保存や修繕を 行なう必要があるにもかかわらず、所有者不明作品の存在が大きな障害となっている。

これらの公開や寄贈等が、常に肖像権や所有権の侵害になるわけではないと考えられるが、権利の確実な保護を図りつつ、公益性の高いデジタルアーカイブの円滑な公開を進めていくために、一定の適切な手続きを経て公開された場合には、公開元である文化施設の損害賠償責任を制限(免責)する立法を行なうことにより、権利者の保護とのバランスを取りながら、あわせて萎縮効果を取り除き、孤児作品の利用を促進する法制度を構築する必要があると考える。

*この「アーカイブ立国宣言」は以下の単行本に、掲載されています 『アーカイブ立国宣言——日本の文化資源を活かすために必要なこと』 編集=「アーカイブ立国宣言」編集委員会 監修=福井健策・吉見俊哉 著者=青柳正規,御厨貴,森川嘉一郎,細井浩一,長坂俊成,石橋映里,岡島尚志, 宮本聖二,森まゆみ,花井裕一郎,淺野隆夫,植野淳子,藤本草,植村八潮,松永 しのぶ,中川隆太郎,眞籠聖 希望小売価格: 2,300 円 + 税 (この商品は非再販商品です)

TSBN978-4-7808-0213-9 C0000 四六判 / 272 ページ / 並製 [2014 年 11 月刊行]

MT-1

アーカイブ政策、著作権と法制度

会場:セミナー室 A 10:30~12:00

■討議内容

現在、文化資源戦略会議だけでなく、デジタル文化資産推進議連及び電子書籍・出版文化議連、内閣 知財推進本部、文化庁、デジタル文化財創出機構、各種研究会など様々な場で、デジタルアーカイブ 推進のための著作権その他の法制度をめぐる議論が活発化しています。

こうした動きを受け、上記両議連の合同勉強会では、デジタルアーカイブ活用振興基本法の検討を行っており、現時点では以下のような方向性が協議されています。

- 1. 法の目的:広範な文化資産・情報資産の戦略的選別に基づくデジタルアーカイブ化(デジタル化、ネットワーク化及び活用)が、文化の継承発信・地域創生・経済成長に資することに鑑み、それらを支援する抜本的な取組みを推進。
- 2. 政府は、施行後1年以内に、下記の各施策並びに公開点数などの具体的な数値目標及び達成時期を含む、デジタルアーカイブ活用振興基本計画を策定。
- (1) 全国各地の文化・情報資産の大規模なデジタル公開と、その統一された横断検索を可能とする ネットワーク化の推進
- (2) デジタルアーカイブの多言語発信 (字幕付与等) の国家的支援
- (3) アジア、欧米など諸外国のデジタルアーカイブとの相互接続による国際発信の推進
- (4) 利活用や保存に関する十分な知識を有する人材の育成と関連技術の開発・研究促進
- (5) 以上の活動の拠点となる、ナショナルデジタルアーカイブの設置の企画推進
- 3. 上記を達成するために、政府は下記の各期限までに、次に掲げる立法措置を検討し、講ずる。
- (1) 公的資金により制作・収集保存された文化・情報資産のデジタル公開を原則義務化(権利者の許諾を要する場合や秘密性のある場合など、例外あり)
- (2) 権利者不明作品(孤児著作物)について、一定の公的施設による事前の裁定不要でのデジタル化・ 非営利目的での公衆送信を許容する制度を検討・導入(以上、施行後1年以内)
- (3) 更に権利者不明作品の民間利用を促進するため、諸外国の状況を考慮した上で新たな法制度を 導入(施行後2年以内)

この MT-1 では、まず上記の基本法の議論状況について簡単にご紹介します。その上で、以下の 4 点を含むトピックについて、参加者の皆さんと闊達な意見交換をできればと考えています。

- ① 何を対象として、何のためにデジタルアーカイブ化すべきか?
- ② 公的資金で制作・収集保存された文化・情報資産のデジタル公開促進策 (=オープンデータ条項)の是非は?
- ③ 海外発信のための字幕化など支援の具体策、そしてその是非は?
- ④ 孤児作品問題の解決はどのように図るべきか?

ぜひ一緒に、豊かなデジタルアーカイブを実現するための法制度の在り方について検討しましょう。 皆さんの積極的なご参加・ご議論を心待ちにしています。

■参加予定者

司会 福井健策 (弁護士、骨董通り法律事務所)

池村聡(弁護士、元文化庁著作権課調査官)

今村哲也 (明治大学情報コミュニケーション学部准教授)

太下義之 (三菱 UF] リサーチ&コンサルティング 芸術文化政策センター長/主席研究員)

桶田大介(弁護士、電子書籍と出版文化の振興に関する議員連盟アドバイザー、マンガ・アニメ・ゲームに関する議員連盟アドバイザー)

金子敏哉 (明治大学法学部准教授)

古賀崇(天理大学人間学部准教授)

瀬尾太一(日本写真著作権協会常務理事、経団連ポータルサイト Japacon 主査)

中村伊知哉 (慶応義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授、内閣知財戦略本部アーカイブタスクフォース議長) 中川隆太郎 (弁護士、骨董通り法律事務所)

MT-2

アーカイブ組織:お金の問題

会場:セミナー室 B 10:30~12:00

■討議内容

本ミーティングでは、アーカイブに関わる論点の中でも取り扱われることが少ない「お金の問題」、つまり文化予算やファンディング活動などの、組織運営やアーカイブ構築に関わる経済的側面を議論します。現在公的な文化施設のアーカイブの多くは、政府や自治体等の文化予算を主な原資として運営されていますが、今後デジタル環境に対応したアーカイブの拡大を進め、そして真に持続可能なアーカイブを実現していくためには、文化施設自身によるファンディング活動、あるいは企業等との連携に基づくビジネスモデル構築と収益創出の努力が不可欠になってくると考えられます。各アーカイブ組織が直面する課題と、現在の取り組みや今後の方向性を共有・議論し、我が国の文化資源を後世に伝えていくために必要な施策を提言することを目指します。

■議事進行予定

論点①:現状の共有と整理

論点②:今後のファンディング・ビジネスモデルの方向性

論点③:アーカイブの持続可能性と発展のために必要な施策

■参加予定者

司会 沢辺均(ポット出版)

コーディネータ 生貝直人 (東京大学特任講師)

- ・石橋映里(日本脚本アーカイブズ推進コンソーシアム)
- ・植野淳子 (日本・アニメーションアーカイブス)
- ・北岡タマ子 (お茶の水女子大学)
- ・小林成稔(科学技術館)
- ・鈴木宏宗 (国立国会図書館)
- ・とちぎあきら (東京国立近代美術館フィルムセンター)
- ・長坂俊成 (立教大学)
- ・畑陽一郎 (日本レコード協会)
- ・藤本草 (日本伝統文化振興財団)
- ・宮本聖二 (NHK 放送研修センター)
- ・森川嘉一郎 (明治大学)
- ・山崎志信 (グーグル株式会社)
- ・山田香 (東京藝術大学総合芸術アーカイブセンター)

MT-3 アーカイブの担い手、どうする 会場:セミナー室A 15:00~17:00

■参加予定者

司会 佐々木秀彦 (東京都美術館) ほか

■討議内容

このミーティングでは、これからのアーカイブの担い手とその養成について議論します。「アーカイブ 立国宣言」提言2をたたき台に、その妥当性を様々な角度から検討していきます。博物館、図書館、 文書館、大学、企業等の関係者が一堂に会し、担い手像と養成の方法をより確かなものにしていくことをめざします。

■論点

- ①既存の司書・学芸員・アーキビスト等の専門人材を基盤に、文化資源のデジタル化や権利処理に精通した新たな高度専門職が必要ではないか。その適切な名称は何か
- ②専門性を担保するために、国家資格もしくは専門職学位が必要ではないか
- ③養成は、仮称「ナショナル・デジタル・アーカイブ・センター」(NDAC) を拠点とし、既存の大学、博物館・美術館・文書館などの文化資源機関、研究教育機関や企業等による連携によって行ってはどうか
- ④養成機関は、専門職の養成と一般向けのリテラシー開発を同時に行なうような運動体としてとらえて はどうか

■デジタルアーカイブを支える人材の育成 (「アーカイブ立国宣言」提言2より)

- ○文化芸術分野の知見、作品の収集・保存・修復・公開の技能、そして必要な法律知識を適切に備えたアーキビストの育成を中心に、デジタルアーカイブを支える人的基盤を整備。
- ○博物館、図書館、文書館など既存の文化資源機関では、学芸員や司書、アーキビストがその役割を 担っているが、デジタル化を進めるための知識や技能は充分とは言い難い。
- ○「アーカイブ立国」実現のためには、高度文化資源専門職の養成制度を創設する必要がある。
- 1. 高度文化資源専門職「(仮称) 文化資源コーディネーター」の創設

既存のアーキビスト、学芸員、司書等の専門職が培ってきた専門能力を深化拡大させ、デジタルア ーカイブの構築において中心的な役割を果たす、新たな高度専門職を創設するべきである。

- (1) 新たな高度文化資源専門職に求められる専門性
 - ①専門分野に関する知見(文化、芸術、学術)
 - 文化資源機関が扱う資料についての専門性・・・大学院修士レベル
 - 例)美術史、歴史学、自然史学等
 - ②文化資源を取り扱うための知識・技能

「保存・修復 (プリザーヴィング)」・・・文化資源を物理的かつ電子的に継承

「収集・組織化(アーカイビング)」・・・文化資源に価値を見出し、情報として記述

「企画・発信 (キュレーション)」・・・文化資源の価値を顕在化させ、共有

「交流・創発 (コーディネーション)」・・・文化資源と人びとをつなぎ、新たな価値を創出

「統括・経営 (マネジメント)」・・・文化資源を扱う活動の使命を明らかにし、その達成に向け経営 資源を配分し、事業を統括

- ③デジタル技術を活用したアーカイブ化のための知見
- ○情報メディア (IT 技術) に関する知見
- ○知的財産権、肖像権、契約など各種法律分野に関する知識
- 2. 専門性の担保と資格・学位の創設
- (1) 資格・学位

新たな国家資格(「(仮称) 文化資源コーディネーター」) の創設、あるいは 専門職大学院による学位(「(仮称) 文化資源学(専門職)」の授与

- (2)養成の仕組み
 - ○仮称「ナショナル・デジタル・アーカイブ・センター」(NDAC) を拠点とする
 - ○既存の大学、博物館・美術館・文書館などの文化資源機関、研究教育機関や企業等による MALUI (Museum、Archives、Library、University、Industry) 連携の枠組みの中で養成課程を編成
 - ○養成する人材は、特定の分野についてすでに大学院修士レベルの専門性を有する、あるいは学部 において司書や学芸員の資格を取得していることを前提
 - ○主な対象となるのはすでに文化資源機関で専門職として働く人々
 - ○カリキュラムを編成する際には、理論と最先端の事例を往還することを意識、国際的な視野で最 新の動向を見据える
 - ○デジタル技術や情報環境の変化に対応するため、修了・資格取得後も常に新たな知識を学び続ける機会を設ける
 - ○一般向けの学びのプログラムの実践と連動し、NDAC は、MALUI 関係者のラボであると同時に、 一般の人びとを巻き込むラーニング・コモンズとする
 - ○人材養成機関は、専門職の養成と一般向けのリテラシー開発を同時に行なうような運動体として とらえる

■参考文献

- ・福井健策・吉見俊哉 / 監修『アーカイブ立国宣言』2014 年 ポット出版
- ・佐々木秀彦「デジタルアーカイヴィングの担い手―新しい文化資源専門職の養成」NPO 知的資源 イニシアティブ / 編『これからのアーキビスト デジタル時代の人材育成入門』2014 年 勉誠出版
- ・福島幸宏「地域拠点の形成と意義―デジタル文化資源の「資源」はどう調達されるのか?」NPO 知 的資源イニシアティブ / 編『デジタル文化資源の活用 地域の記憶とアーカイブ』2011 年 勉誠出版
- ・佐々木秀彦「新しい担い手の創出―「文化情報コーディネーター」の養成」NPO 知的資源イニシアティブ / 編『デジタル文化資源の活用 地域の記憶とアーカイブ』2011 年 勉誠出版

MT-4

〈アーカイブ立国宣言〉の具体化に向けて:ビジョンと戦術

会場:セミナー室 B 15:00~17:00

■討議内容

文化資源戦略会議による〈アーカイブ立国宣言〉は、デジタルアーカイブ振興政策の柱として、

- ①抜本的な孤児作品対策、
- ②文化資源デジタルアーカイブのオープンデータ化、
- ③デジタルアーカイブを支える人材の育成、
- ④国立デジタルアーカイブ・センターの設立
- の4つを掲げました。

しかし、これらは本当に他に先駆けて取り組むべき緊急の課題なのでしょうか? また、本当に実現可能なものなのでしょうか? これらの課題を解決する上で、見過ごせない壁はどこにあるのでしょうか? さらに、〈宣言〉の推進は、我が国のデジタルアーカイブをめぐる状況を本当に改善するのでしょうか?

この MT4 「〈アーカイブ立国宣言〉の具体化に向けて」では、〈宣言〉が内包している問題点や困難、限界について、異なる立場からの批判的検討を徹底させたいと思います。

そのために、この MT には、組織アーカイブとして長い歴史を有する文書館の専門家、出版界で図書館のデジタルアーカイブ化に一定の批判的距離も保つ専門家、放送界で放送政策・産業とオープンデータ化の間の複雑な関係を熟知している専門家、地方の小さなアーカイブの実践にこだわり続ける市民や研究者に集まっていただき、〈アーカイブ立国宣言〉への歯に衣を着せぬ批判をしていただくことを目論んでいます。

〈宣言〉作成に関与した文化資源戦略会議のメンバーは、それらの批判に精一杯返答してください。 この MT では、いわば〈宣言〉をめぐる建設的バトルをしようとしているわけです。

私たちは、そうした「バトル」で揉まれることで初めて、〈宣言〉が一般人に開かれた骨太の構想となっていくと確信しています。

■運営

司会 吉見俊哉 (東京大学教授)

L-1

アーカイブ(知識の蔵) のつなぎ方―――情報の蓄積を発想力に換えられるか?

会場: 小ホール 10:30 ~ 12:00

■講師

高野明彦 (たかの・あきひこ)

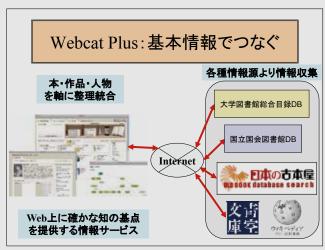
国立情報学研究所教授、NPO 連想出版理事長。情報の関連性を発想支援に繋げる連想情報学を提唱。研究成果を活用して、新書マップ、想・IMAGINE Book Search、Book Town じんぼう、文化遺産オンラインなどの情報サービスを展開。NHK 放送文化アーカイブや渋沢社史データベースの構築、お茶ナビゲートの運営を通じてデジタルアーカイブの活用法を模索している。

アーカイブ(知識の蔵)のつなぎ方

―情報の蓄積を発想力に換えられるか?―

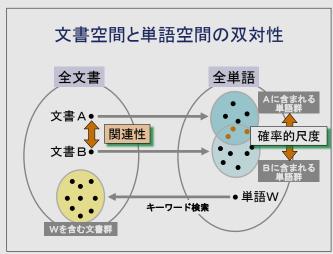
高野明彦 (国立情報学研究所)

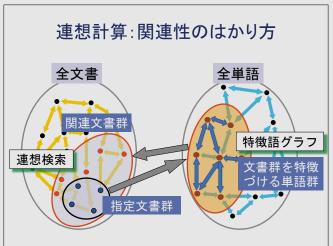


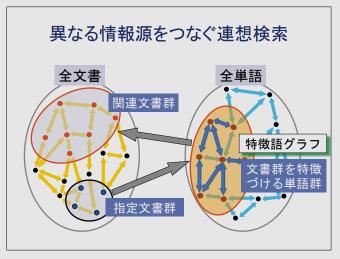


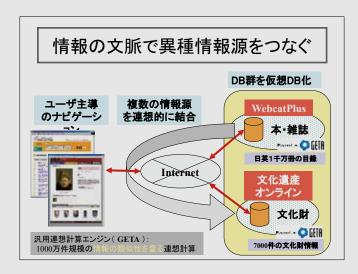








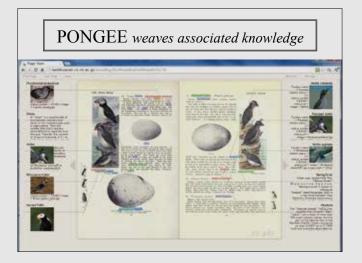






未来の読書環境 powered by 連想技術

- ・情報に文脈(コンテキスト)を与える場
 - 発信元の異なる情報源を動的に関連づける 出版物、新聞、写真、美術館・博物館、Web、...
 - 不確かな情報を高信頼な情報に関連づける 報道情報の裏を取る、自分に理解できる情報源
 - ⇒情報空間に奥行きと安心感を与える
- •情報に自分だけの文脈を発見する場
 - 人の記憶は言葉のネットワーク(文脈)
 - 記憶が紡ぎだす言葉の文脈は常に個性的
 - ⇒「連想」は指紋のようなもの



L-2

_ アーカイブをどう使うか

会場: 小ホール 13:00 ~ 14:30

■講師

目黒 公郎 (めぐろ・きみろう 東京大学教授/生産技術研究所 都市基盤安全工学国際研究センター長/大学院 情報学環 総合防災情報研究センター教授)

東京大学教授、生産技術研究所都市基盤安全工学国際研究センター長、国際連合大学 Adjunct Professor、放送大学客員教授、工学博士。専門は都市震災軽減工学、防災戦略論。東京大学大学院修 了後、日本学術振興会特別研究員、東京大学助手、助教授を経て、平成 16 年より教授、平成 18-21 年 は東京工業大学特任教授を兼務。平成19年より所属センター長。平成22年4月より東京大学大学院 情報学環総合防災情報研究センター教授を兼務。研究テーマは、構造物の破壊シミュレーションから 防災の制度設計まで広範囲に及ぶ。地震を代表とする災害による損失の最小化を実現するハードとソ フトの両面からの戦略研究に従事。途上国の地震防災の立ち上げ運動にも参加。内外の 30 を越える災 害と事故の現地調査。「現場を見る | 「実践的な研究 | 「最重要課題からタックル | がモットー。中央防 災会議専門委員ほか、多数の省庁や自治体、ライフライン企業等の防災委員を務める。発表論文 1、 250 編以上(会議論文含む。学・協会誌・査読論文 172 編、国際会議論文 205 編、書籍(一部執筆含む)47 編他)、 新聞・TV 等による研究紹介 370 件以上。書籍は「被害から学ぶ地震工学、-現象を素直に見つめて -」、「地震のことはなそう(絵本)」、「東京直下大地震生き残り地図」、「ぼくの街に地震が来た(漫画)」、 「じしんのえほん(絵本)」、「大地震 死んではいけない!」、「人とわざわい」、「緊急地震速報」、「間違 いだらけの地震対策」、「都市と防災」、「今日からはじめる地震対策」、「大地震・火災・津波に備える、 震災から身を守る52の方法」、「目で見る自然災害サバイバルハンドブック」、「巨大地震・巨大津波 ― 東日本大震災の検証―」、「首都大地震:揺れやすさマップ」など。受賞は日刊工業新聞技術・科学文 化図書賞 (大賞)、土木学会出版文化賞、地域安全学会論文賞、地盤工学会「土と基礎」年間優秀賞、 土木学会国際活動奨励賞、文部科学大臣表彰(科学技術賞)など。

2015.01.26

アーカイブをどう使うか

目黒 公郎 (東京大学教授)

生産技術研究所 都市基盤安全工学国際研究センター長 大学院情報学環 総合防災情報研究センター教授

第0部 自己紹介と防災のための研究以外の活動

◆賛同者をつくる活動

- 議員連盟の設立支援(+所属研究センターの人事ポリシー:産官学の連携)
- --防災士の育成支援(全国で8万6千余人、2014.12末現在)
- ―世界の草の根防災活動(WSSI:世界地震安全推進機構の活動、100ドル耐震補強工法とその普 及制度の提案、インド洋沿岸諸国を対象とした平時利用を主目的とする安くて効果的な 津波被害軽減システム、など)
- 一分かりやすい情報提示・出版(絵本、コミック、一般書、など)
- 一防災ビジネスの創造と育成、特別研究会(環境ビジネスとの差、日本社会に適した BCP、ワー ディング)
- -21 世紀型いざ鎌倉システム

第1部 東日本大震災の教訓

◆ 東北地方太平洋沖地震と東日本大震災の特徴

- 1) 広域な被災地(災害対策基準法の限界、後方支援)
- 2) 地震動による揺れ被害
 - ・記録された地震動の強さの割に少なかった構造物被害(地震動の特徴と構造物の関係)
 - ・地盤災害(造成地の問題、埋め立て地盤の液状化現象)
 - ・非構造材の被害(天井の落下)
 - ・ 津波による溺死 (92.4%、1.8 万余名の本当の意味)
 - -関東大震災は87.1%が火事、阪神・淡路大震災は83.3%が被災建物による
- 3) 津波が及ぼした甚大な影響(直接・間接的)

 - ・人的・物的被害、長期化する影響、 ・ハード対策とソフト対策(プラスとマイナスの効果)←<u>津波防災先進地の被災(97% : 3%)</u>
- 4) 首都圏が受けた被害・影響
- 5) 原発事故が誘発する各種の問題
- 6) 政治・経済・エネルギー政策、幸福観の転換点

◆ 私が掲げた復興のビジョン: 将来の繁栄の礎となる創造的復興

四原則:

- ・被災地域の豊かで安全な生活環境の再興とともに、日本の将来的課題の解決策を示す復興
- ・政府、自治体、企業、NPO/NGO、国民、そして被災地域の人々が連携し、知恵と財源を 出し合う協調した復興 (被災地支援+震災経験の共有化による全国の防災力の向上)
- ・ 低環境負荷、持続性、地域産業再興に配慮した復興
- ・前提条件の再吟味に基づいた復興 (想定外をなくすために)

継続的・総合的な被災地支援を可能にするために

- ・災害対策基本法の課題解決(日本版対口支援、復興院)
- (報道のあり方、コマーシャルの扱い、○○キャンペーンで復興支援金)
- (自粛はダメ、被災地の作物・製品を積極的に買う運動、・・・) • 風評被害
- ・希望、生きがいを提供するには
- ・経済活動を停滞させない、海外が見る日本の姿(円、ストックマーケット)
- ・電力不足への対処法(積分値とピークカットの問題、電力税、値上げ、 メリハリをつけたプライシング)
- ・適切な復旧・復興とは? (迅速な復旧・復興は大切だが、行き過ぎは問題)
- ・復興債(+国際信用維持のための増税)、特区(減税、企業誘致)、復興宝くじ、・・・
- 放射線危険地域の有効利用は

(広島や長崎の復興はどうであったのか? 原子力以外の発電基地、ソーラー、風力、

バイオマス:人が口にしない農作物を作る農業の充実)

→継続的に金をつくる仕組みなしでは被災者支援はむり

◆ 今後の復旧・復興について

- ―局所最適解と全体最適解、地元被災者は「元通りがいい」と言うが、本当にそれでいいのか?
- 一大規模災害の持つ意味(時間短縮機能)、課題先取り解決型復興:産業構造の変革
- ―未来責任は?旧山古志村の事例、震災ユートピアから、現実へ

◆ 帰宅困難者問題

- ―帰宅困難者は本当に大きな問題か? 愛情や友情を確認し合うイベントではなかったか
- ―帰宅困難者を多量に発生させないために、
 - 活動基盤のある人とない人(通勤・通学、ショッピング・レジャーなど)
- 一ケアを受ける側の人間から、ケアする側の人間へ
- 一効果的な安否確認法、対応で評価を大きく分けた企業(信頼性を高めた企業、落とした企業)

第2部 防災対策の基本

◆災害対応の循環体系に基づく総合的な災害管理

- 一被害抑止、被害軽減/減災、予知/予見と早期警報、被害評価、(緊急)災害対応、復旧、復興、 災害情報とコミュニケーション、リスクマネジメントとクライシスマネジメント
- ◆ 担い手(自助・共助・公助)とハード・ソフト対策:自助≫共助≫公助(重要度の順番)
 - -量と時間の視点から
- ◆ 防災対策の具体化に際して
 - ―災害イマジネーションの重要性
 - ―日常と非日常の連続性
 - -対策実施へのインセンティブ
 - 一効率的地域防災計画の立案と実施方策
 - →適切な優先順位付きで防災対策を実施するために
 - →あるべき姿の防災対策マトリクスとありのままの防災対策マトリクス
 - →市町村、都道府県、国の地域防災計画の整合性をとるために

第3部 首都直下の地震災害で怖いこと (津波災害以外で)

- ◆ 首都の持つ意味 人口、機能(政治、経済、・・・)
- ◆ 首都直下地震の姿 地震の規模、被害の特徴(規模、性質、影響・・・・)
- ◆ 自衛隊がもっと早く来れば犠牲者は少なくなったのか? ―犠牲者の 92%が地震直後の 14 分間で亡く なっていた
- ◆ 発見が早ければ命を失わずにすんだのか? 一建物の下敷きになった方々の多くはその直後に亡くなっていた
- ◆ 火災が起こらなければ犠牲者は減ったのか? 犠牲者の 95% 超が実質的に建物の影響で亡くなった
- ◆ 消火栓から十分な水が出れば延焼火災は防げたのか? —地震発生直後の14分間に、神戸市内では公 的消防能力をはるかに超える53件の火災が発生した
- ◆ **地震防災の最大の課題は火災なのか?** ―関東大震災の延焼火災のトラウマが誤った教訓を生んだ
- ◆ 兵庫県南部地震で火災が拡大したのはなぜか? —倒壊した建物が様々な問題を生んだ
- ◆ 元気な若者が多く亡くなったのはなぜか? 一耐震性の低い安アパートに住んでいた若者が 犠牲になった
- ◆ 新潟県中越沖地震の被害が少なかったのは都市部でなかったからか? ──雪国仕様の建物の耐震性が 高かった
- ◆ 兵庫県南部地震の教訓とは何か? 一声なき声を聞き、見えなかった事実を見る
- ◆ 誤った認識が多すぎる ―「乾パンの賞味期限」や「毛布の数」が一番大切なものではない
- ◆ **食料の確保はどうするべきか?** 一平時の食料の有効利用が最も効果的かつ経済的
- ◆ **地震対策で最優先すべきことは何か?** 一建物の耐震性が第一、住家を壊れないようにすること
- ◆ 耐震設計のマンションに住んでいれば安全なのか? ─ 建物が壊れなくても家具や大型電化製品が凶 器になる
- ◆ 区分所有性の問題、エレベーターの問題、ライフラインの問題

第4部 大地震は明日起きても不思議ではない

- ◆地震は本当に起こるのか? 一東日本大震災の前から、我が国は巨大地震が頻発する時期に入っている 今後30~50年間にM8クラスの巨大地震が4,5回、M7はその10倍発生する
- ◆ なぜ「地震三兄弟」が危険なのか? 東海、東南海、南海という3つの巨大地震が連続して発生する時期を迎えている
- ◆ 一**度地震が起こればその後は安心か?** ─関西での今後マグニチュード7クラスの地震の危険性

081

- **◆ 地震被害の規模はどうなるのか?** −400~600 万世帯が住む家を失う
 - 一経済損失は最悪 GDP の 6 割超 (自力による復旧・復興が不可能なレベル)
- ◆ **津波の被害を防ぐには?** ─ | 津波の前に襲ってくる揺れに対して、まず生き残ること。構造物の耐震性を高めることは必須

第5部 災害イマジネーション能力を身につける(防災教育の大切さとその手法)

- ◆ なぜ、災害イマジネーションが必要なのか? ─イメージできない状況に対して適切な準備をしろという矛盾
- ◆ **どうすればイマジネーション能力をつけられるのか?** ─「目黒メソッド」や「目黒巻」を使って被 災状況をイメージする
- ◆ あなたはイメージできますか? 一建物や土地、室内の揺れる方向などを理解していないと大変なことになる
- ◆「健常者=潜在的災害弱者」の認識を持っていますか? ─災害時には、日ごろの健常者が簡単に災害 弱者になる
- ◆ **自分の死後の物語を考える** ―自分の死後の物語を考えて初めて分かること
- ◆ いつも同じ対応で大丈夫ですか? 地震発生の時刻、季節、天候の違いで、災害状況は大きく変化 する
- ◆ **徹底した当事者意識を持つ** 一自分の日常生活を対象としたシミュレーションから当事者意識が生まれる
- ◆「守られる側」と「守る側」 一個人の持つ二面性(多面性)を理解する
- ◆ 行政の持つ情報をオープンにする 一市民の立場から情報を公開する
- ◆「グラッときたら」どうするか? -そのときに、無理していろいろなことをやらなくていいすべ術を、 事前に考えておくことがポイント
- ◆ **緊急地震速報を知っていますか?** −2007 年 10 月 1 日から始まった「緊急地震速報」の提供
- ◆ 緊急地震速報を活かすには? 一何秒あれば何ができるのかの事前のシミュレーションと訓練

第6部 防災/危機管理マニュアルと災害情報のマネジメント

- ◆ 現在の防災/危機管理マニュアルの問題点
 - ―全体構造として

仕事の流れが見えにくい

仕事の量の議論がなされていない

災害状況(規模,地域,季節,天候,曜日,発生時間など)で変化しない

事前利用の機能が弱い(抑止力、イマジネーション)

―個別項目として

5W1H (6W2H、具体的なアクションの記述)

代替案の記述

時間別部署別の達成目標の欠如

- ―個人の経験が組織に遺伝しない仕組み
- ―お上指導の作成法
- ―分厚い紙のマニュアル
- ◆ 災害情報の共有とマネジメント
- ◆ 災害情報の視点からの災害対応のトレース (これが適切な災害報道のキー)

第7部 耐震補強を進めるには

- ◆ **進まない理由はお金の問題か? -** 「災害イマジネーション」向上と「技術と制度」の整備がキー
- ◆ 耐震強度偽装問題が社会的な注目を集めましたが 一耐震強度偽装問題と既存不適格建物
- ◆ 耐震補強を推進させる「目黒の 3 点セット」 ─わが国全体に対し、長期的に、真に防災に貢献する 制度設計
- ◆ 新しい公助制度のしくみ 耐震補強実施者を対象とした行政による新しいインセンティブ制度
- ◆ 新しい共助制度のしくみ ―耐震補強実施者を対象としたオールジャパンを対象とする共済制度
- ◆ 新しい自助制度のしくみ 耐震補強実施者を対象とした揺れ被害免責・地震火災対応の新しい地震 保険
- ◆ 耐震補強は経済的にも得なのか? 一耐震補強の経済的な効果がわかるシミュレーション
- ◆ 今、流れを変えておかないと -本当に弱い人を助けるために(被災者生活再建支援制度の課題)
- ◆ 少子高齢化、人口減少社会を前提とした災害に強いまちづくり いい場所に、いいものをつくって、よくメンテナンスして、長く使うシステムの構築をめざして

第8部 我が国の防災/危機管理のあるべき姿のまとめ

◆我が国の経済状況

2025 年問題: 預貯金 ≦ 借金 (2013 年8月9日:1,008兆6,281億円、財務省発表) 労働力の急激な現象(少子高齢人口減少社会)、復興債は可能か、アンダーコントロールの予算か否か(復旧・復興費は被災地外吸収型:被災地内経済に貢献しない)

◆ 将来の被害を減らす事前対策とこれを実現す環境整備(事後対応では対処不可能なラインの認識)

脆弱建物の耐震補強の推進(目黒の3点セット) リスクコントロールに貢献する金融モデル(地震保険) 防災格付け金融モデル(コストからバリュウへ、出費の対象から価値の創造母体へ) 地場産業を守る行政と金融機関との金融モデル

◆ 現象先取り、減災行動誘導型報道/情報提供(いつ、だれに、どんな情報を、どのように提供するか)マスコミ報道、行政による市民への情報提供、外国人への対応策

◆ 事後の人材確保

国内:自衛隊と地方自治体(OB/OG 活用)、日本式対口支援(適切なお見合い手法、事前の人事交流) 国外:21世紀型いざ鎌倉システム

◆ 業務の効率化と業務量の軽減策

合理的な地域防災計画の作り方 災害情報システム(行政、病院)/防災マニュアル 被災度判定業務の合理化(10倍の効率化) 仮設住宅の建設業務(被災者の分類と新しい仮設住宅のあり方、木材資源の有効活用)

◆ 防災/危機管理ビジネスの創造と育成(国内外への展開)、防災教育(災害イマジネーションの高い人間 づくり)

さいごに:

今後の地震防災のために、何が本当の教訓か。

防災対策の効果と優先順位:自助≫共助≫公助。事前対策≫事後対策、

生命/安全の確保なくして、集中力のある災害対応は無理。自分・家族≫地域・仲間≫組織・会社。 さて、今すべきことは何でしょうか? 自分と家族、地域と仲間を守るために真剣に考えてみてくだ さい。

政治家の役割 国家観・哲学、防災における「情と理」: ローカルに近視眼的に良さそうだではダメ。 全国を対象に、長期的にまかり通る制度か? 納税者に説明責任が果たせるか?の吟味が不可欠。

目黒公郎(めぐろ きみろう)のプロフィール:

東京大学教授、生産技術研究所都市基盤安全工学国際研究センター長、国際連合大学 Adjunct Professor、放送大学客員教授、工学博士。専門は都市震災軽減工学、防災戦略論。東京大学大学院修了後、日本学術振興会特別研究員、東京大学助手、助教授を経て、平成 16 年より教授、平成 18-21 年は東京工業大学特任教授を兼務。平成 19 年より所属センター長。平成 22 年 4 月より東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター教授を兼務。研究テーマは、構造物の破壊シミュレーションから防災の制度設計まで広範囲に及ぶ。地震を代表とする災害による損失の最小化を実現するハードとソフトの両面からの戦略研究に従事。途上国の地震防災の立ち上げ運動にも参加。内外の 30 を越える災害と事故の現地調査。「現場を見る」「実践的な研究」「最重要課題からタックル」がモットー。中央防災会議専門委員ほか、多数の省庁や自治体、ライフライン企業等の防災委員を務める。発表論文 1,250編以上(会議論文含む。学・協会誌・査読論文 172編、国際会議論文 205編、書籍(一部執筆含む)47編他)、新聞・TV等による研究紹介 370件以上。書籍は「被害から学ぶ地震工学、一現象を素直に見つめて一」、「地震のことはなそう(絵本)」、「東京直下大地震生き残り地図」、「ぼくの街に地震が来た(漫画)」、「じしんのえほん(絵本)」、「大地震 死んではいけない!」、「人とわざわい」、「緊急地震速報」、「間違いだらけの地震対策」、「都市と防災」、「今日からはじめる地震対策」、「大地震・火災・津波に備える、震災から身を守る52の方法」、「目で見る自然災害サバイバルハンドブック」、「巨大地震・巨大津波 一東日本大震災の検証一」、「首都大地震・揺れやすさマップ」など。受賞は日刊工業新聞技術・科学文化図書賞(大賞)、土木学会出版文化賞、地域安全学会論文賞、地盤工学会「土と基礎」年間優秀賞、土木学会国際活動奨励賞、文部科学大臣表彰(科学技術賞)など。

メモ:

L-3

アーカイブを身近に感じるためには

会場:小ホール 15:00~16:00

■講師

御厨貴 (みくりや・たかし)

1951 年東京生まれ。東京大学法学部卒業。専門は近代日本政治史、オーラル・ヒストリー。東京都立大学教授、政策研究大学院大学教授、東京大学先端科学技術研究センター教授などを歴任し、2012 年より放送大学教授と東京大学先端科学技術研究センター客員教授、2013 年より青山学院大学特別招聘教授を兼務。TBS『時事放談』キャスター。

著書に、『権力の館を歩く』(毎日新聞社)、『政治へのまなざし』(千倉書房)、『政治の終焉』(NHK出版)、『政権交代を超えて一政治改革の20年』(岩波書店)、『知の格闘―掟破りの政治学講義』(筑摩書房)、『日本政治ひざ打ち問答』(日本経済新聞出版社)などがある。

L-4

三講師による総括討論

会場:小ホール $16:00 \sim 17:00$

■講師

高野明彦 (たかの・あきひこ) 目黒公郎 (めぐろ・きみろう) 御厨貴 (みくりや・たかし)







アーカイブの作り方 | 東京藝術大学のアーカイブ 総合芸術アーカイブセンター の取組み

会場:セミナー室 A 13:00~13:45

■報告者

東京藝術大学

嘉村哲郎(東京藝術大学 芸術情報センター 芸術情報研究員)

公式サイト: http://archive.geidai.ac.jp

■報告内容

東京藝術大学では、2011年に全学横断組織として「総合芸術アーカイブセンター」を設立した。本センターは、本学が所蔵する、歴史的に重要な芸術資料(美術・音楽・映像作品や文書史料等)の他、講義や講演、演奏会等の録音・録画テープをデジタル技術による複製・保存をすることで様々な形でデータを活用する研究を進めている。

分野を超えた連携が求められる本センターは、東京藝術大学が開催するオーケストラやオペラ等演奏会の音声・映像と文字情報を研究対象とする「音響・映像データ」、大学史史料室に移動・寄贈される歴史文書・写真等を対象とする「大学史文書」、立体作品の 3D データ計測や講義映像のデジタル化等を行う「美術情報」、ウェブへの情報公開からアーカイブ・システムの基盤構築、法的側面を担当する「情報システム」の 4 つのサブプロジェクトから構成される。

本ワークショップでは、総合芸術アーカイブセンターのウェブサイト (http://archive.geidai.ac.jp) を中心に、 資料のデジタルアーカイブ構築とコンテンツ化にあたっての留意点、システム構築に関わる技術的側面 やデジタルアーカイブ構築に必要な著作権処理の実践についての紹介を行う。

アーカイブの作り方! 田中一光アーカイブ

会場:セミナー室 A 13:45~14:30

■報告者

大日本印刷株式会社

木戸英行(公益財団法人 DNP 文化振興財団 CCGA センター長)

公式サイト: http://www.dnp.co.jp/ foundation

■報告内容

田中一光 (1930-2002) は、西欧モダンデザインと日本美術の伝統を融合した独自のスタイルの作品で国際的に高い評価を得た 20 世紀後半を代表するグラフィックデザイナーである。それだけでなく、グラフィックデザイン界のリーダーのひとりとして長年活躍し、日本の戦後グラフィックデザインの動向を知る上でも欠かせない人物でもあった。

DNP 文化振興財団は 2008 年に遺族から、田中が残した作品・蔵書・写真・原稿・書類・書簡など、膨大な量の資料群を寄贈され、財団が運営する美術館、CCGA 現代グラフィックアートセンターにアーカイブを設置した。アーカイブはいまだ構築の途上だが、本報告はこの田中一光アーカイブの現状と課題を紹介するものである。

美術作品の収集保存が主な役割だった美術館に、作品以外の雑多な資料の複合体を扱うアーカイブ機能が期待されるようになってまだ日が浅い。とりわけグラフィックデザインについては国内でもまだ例が少なく、本アーカイブも資料の整理・保存・公開の方針を定めて構築作業を進められるようになるまでにはさまざまな困難があった。

そのひとつは、作品を対象にしてきた既存の美術館的な資料分類手法に、媒体も性質も異なる多様な 資料群をいかに組み入れていくかという問題、具体的には資料管理や公開用のデータベースはどのよう なものであるべきかという問題だった。

本報告では、現在開発中のデータベースの概要に加えて、当財団が進めている取り組みのいくつかを紹介する。

アーカイブの作り方 II 地域の文化資源アーカイブ・お茶ナビゲート, etc.

会場:セミナー室 B 13:00~13:45

■報告者

特定非営利活動法人 連想出版 高野明彦、中村佳史 公式サイト:http://rensou.info/ お茶ナビゲート http://ocha-navi.solacity.jp/

■報告内容

連想出版は設立 10 年目の NPO 法人です。NII 連想情報学センターの研究から生まれた新書マップ、Book Town じんぼう、想 – IMAGINE Book Search などの情報サービスを運営すると同時に、渋沢栄一記念財団の依頼により実業史錦絵絵引、渋沢敬三アーカイブ、渋沢社史データベースなどのサービス構築・運営を担当しています。また、本と街の案内所(神保町)やお茶ナビゲート(お茶の水)などの街の案内施設を運営して、電子情報サービスを活用して来街者を支援する試みを進めています。

また、NIIの研究者チームと共同で、奈良国立博物館、国立近代美術館、国立新美術館、神奈川県立近代美術館、徳川美術館、小布施町立図書館、千代田図書館、国立科学博物館、早稲田大学演劇博物館、川崎市高津区ふるさとアーカイブ、三重県立博物館、奈良文化財研究所、万世橋アーカイブズなどの企画展展示や情報探索環境構築を手がけてきました。

本発表では、アーカイブを利用する地域情報サービスの構築例や、活動の中で地域のアーカイブ化を 進める方法などについてご紹介します。

http://www.rensou.info/philosophy/

http://ocha-navi.solacity.jp/

http://takatsufurusato.sakura.ne.jp/

http://www.ejrcf.or.jp/mansei/

アーカイブの作り方 II フィルム・アーカイブは映画をどのように扱うのか――松本俊夫監督作品『銀輪』(1956年)をめぐって

会場:セミナー室 B 13:45~14:30

■報告者

東京国立近代美術館フィルムセンター

とちぎあきら (主任研究員)

公式サイト: http://www.momat.go.jp/FC/HistoryofJapaneseFilm

■報告内容

『銀輪』(1956年) は、戦後日本の実験映像を実作と理論の両面から牽引してきた松本俊夫監督のデビュー作だが、長年その残存が確認できない「幻の映画」とされてきた。

2005年、東京国立近代美術館フィルムセンターが徳間書店より受贈した600本余りの文化・記録映画の原版フィルムのなかに、英語題名を冠したオリジナルネガを発見。その後、写真化学的な複製、デジタル技術による修復、修復データの三色分解ネガへのレコーディングなど、保存、復元、上映素材の作成において様々な試みを行うとともに、映画祭での上映や美術館での展示など、多種多様な活用に供する対応を行ってきた。

こうして、アクセス可能になった『銀輪』は、映画史や前衛芸術の歴史において、真に正当な位置を 見出すことができるようになったのである。

本プレゼンテーションでは、『銀輪』クロニクルというべきこの 10 年の展開を、一つの成功事例として、アーカイブにおける「集める」「残す」「見せる」という基本的なプロセスのなかに位置づけながら、現時点でのフィルム・アーカイビングの取り組みについて紹介する。

シンポ

総括シンポジウム 「アーカイブ立国をめざす!」

会場:大ホール (B1) 18:30~20:30

司会:石橋映里(日本脚本アーカイブズ推進コンソーシアム事務局代表)

■ご挨拶

(1) 主催者挨拶

長尾真 サミット組織委員会委員長(京都府特別顧問)

(2) ご来賓挨拶

河村建夫(電子書籍と出版文化の振興に関する議員連盟会長) 小坂憲次(デジタル文化資産推進議員連盟会長)

(3) ご後援挨拶

石川雅己 (千代田区長)

■サミット全体報告と問題提起

吉見俊哉 (東京大学教授)

■パネルディスカッション

アンドルー・ゴードン (ハーバード大学教授)

高野明彦 (国立情報学研究所教授)

福井健策(骨董通り法律事務所代表パートナー弁護士)

森まゆみ (作家)

吉見俊哉(東京大学教授:司会)

■サミット閉会宣言

沢辺均(サミット組織委員会事務局長・ポット出版)

■登壇者プロフィール (敬称略・五十音順)

・アンドルー・ゴードン

ハーバード大学歴史学部教授。近代日本の労働史、政治史、社会史と著書の分野は多岐にわたり、広く使われている近代日本史の教科書の執筆も手がける。日本語の著書に、『日本労使関係史 1853-1955』ハーバード大学出版、1985年(日本語翻訳版:岩波書店、2012年)、『ミシンと日本の近代:消費者の創出』カルフォルニア大学出版、2011年(日本語翻訳版:みすず書房、2012)、そして『日本の200年 - 徳川時代から現代まで -』オックスフォード大学出版、2013年など。2011年3月下旬以降、日本での多くの震災アーカイブプロジェクトと協力しながら、ハーバード大学の東日本大震災デジタルアーカイブ(JDA: jdarchive.org)の構築を進めてきた。

・高野明彦

国立情報学研究所教授、NPO 連想出版理事長。情報の関連性を発想支援に繋げる連想情報学を 提唱。研究成果を活用して、新書マップ、想・IMAGINE Book Search、Book Town じんぼう、 文化遺産オンラインなどの情報サービスを展開。NHK 放送文化アーカイブや渋沢社史データベースの構築、お茶ナビゲートの運営を通じてデジタルアーカイブの活用法を模索している。

・福井健策

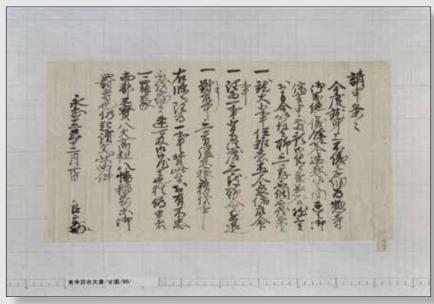
弁護士/ニューヨーク州弁護士。東京大学法学部卒。コロンビア大学法学修士。骨董通り法律事務所 for the Arts 代表パートナー。日本大学芸術学部客員教授。think C 世話人。著書に、『著作権とは何か』、『著作権の世紀』(集英社新書)、『「ネットの自由」vs. 著作権』(光文社新書)、『誰が「知」を独占するのか デジタルアーカイブ戦争』(集英社新書)等。

森まゆみ

作家。早稲田大学政経学部卒業、東京大学新聞研究所修了。出版社勤務の後の1984年、友人らと東京で地域雑誌「谷中・根津・千駄木」(谷根千工房)を創刊、2009年の最終号まで編集人を務める。著書に、『鷗外の坂』、『「即興詩人」のイタリア』、『むかしまち地名事典』、『震災日録記憶を記録する』、『「青鞜」の冒険女が集まって雑誌をつくるということ』等多数。

• 吉見俊哉

東京大学大学院情報学環教授。2010年より大学総合教育研究センター長、教育企画室長、大学 史史料室長、2011年より東京大学副学長を兼任。著書に、『博覧会の政治学』、『カルチュラル・ スタディーズ』、『メディア文化論』、『書物と映像の未来』、『311情報学――メディアは何をどう 伝えたか(叢書 震災と社会)』、『岩波映画の1億フレーム(記録映画アーカイブ)』等多数。



1515 年に出された「侍従公良元起請文」 年月日 永正 12 年 12 月 20 日 西暦 1515 年 出典:京都府立総合資料館所蔵 東寺百合文書 寸法 (mm) 縦 273 x 楫 450 公開画像サイズ 6632pixel × 5295pixel 300dpi での画像サイズ 561.5 ミリ× 448.3 ミリ で公開されている

アーカイブサミット 2015 ガイドブック

- ●発行 アーカイブサミット組織委員会 長尾真(京都府特別顧問)事務局 文化資源戦略会議
- ●発行日 2015年1月26日(月)
- ●発行部数 500部
- ●発行地 日本・東京

アーカイブサミット 2015 要項

- ●日時 2015年1月26日(月)
- ●場所 千代田区立日比谷図書文化館
- ●主催 アーカイブサミット組織委員会 委員長・長尾真(京都府特別顧問)事務局 文化資源戦略会議
- ●後援 千代田区
- ●共催 千代田区立日比谷図書文化館
- ●協賛 アーイメージ・ヴィアックス 角川文化振興財団・樹想社・小学館 新産業文化創出研究所・大日本印刷 電通・ヤフー
- ●アーカイブサミット組織委員会委員
 - ・委員長

長尾真 (京都府特別顧問)

・委員

青柳正規(文化庁長官)

石川雅己 (千代田区長)

角川歴彦(株式会社 KADOKAWA 会長)

高階秀爾 (大原美術館館長)

竹宮惠子(漫画家・京都精華大学学長)

宮田亮平 (東京藝術大学学長)

アーカイブサミット 2015 を終えて

「世界アーカイブサミット」、それが今回の企画を最初に考えたとき、2014年7月の企画書のタイトルだった。 世界何か国ぐらいから人を呼べる? 旅費はどうする? そんな第1回企画会議の当然の結果として、9月に まとめた企画書のタイトルは「第1回アーカイブサミット」になっていた。

それでも、企画委員長の吉見先生は、「『サミット』というのは、ちょっと厚かましすぎるんじゃないか」「第2回が開けるのだろうか」と思案顔だったことを覚えている。

「最初に言ったもの勝ちですよ」、そこからは一気呵成に実現に向けての活動が始まった。

組織委員会の編成、協賛企業への打診、会場確保、講師の依頼、運営事務局の設置、プログラム編成など、めまぐるしい日々となった。

その間、第2回目はいつ開催予定ですか、の問いに応える自信はさすがになく、11月に確定したタイトルは「アーカイブサミット 2015」だった。

アーカイブの重要性を社会的にアピールすることも、このサミットの狙いのひとつではあったが、先ずは、これからの日本のアーカイブ構築と活用に向けて活動の中心となる人々が集まり、状況把握と課題設定、そして解決の方向性について、共通の認識を得ることを第一目的としていた。

そして、その目標はほぼ達成できたように思う。

その意味で、私も内心少し大風呂敷を広げ過ぎかなと開催前には思っていたが、「サミット」の名に恥じないものになったと考えている。

もちろん、当日の議論では不十分な点も多々あったが、参加者の皆さんが、共通の目標をもって、これから様々な課題に取り組んでいく新たな出発点になったのではないだろうか。

これまで様々なイベントに関与してきたが、これだけ短期間 (実質4か月) に、これだけの規模の会議を開催できたことは、我ながら驚きである。

その下地として、2年間にわたる文化資源戦略会議での組織の立場を離れた民官産学有志による率直な論議や、その成果の一部としての『アーカイブ立国宣言』の発行、多くの関係者・関係機関のご協力を得たことがあるのは確かであるが、何よりも、本職があるにもかかわらず、終業後や休日を使って企画・運営に参加してくれた中堅・若手スタッフのおかげだと思っている。

次の会議が、「サミット 2016」なのか、「第1回世界アーカイブサミット」なのか、あるいはあっさり「アーカイブを考える集い」になるのか、計画はこれからであるが、「アーカイブ 2015」を出発点と位置付けた以上、今後も継続的に取り組んでいくことだけは、お約束したい。

その時には、また同じスタッフが集まることを楽しみにしているのと同時に、日本のアーカイブ構築に熱意をもった新しい人材が参加してくれることを期待している。

文化資源戦略会議メンバーのひとりとして 柳与志夫(東京文化資源会議事務局長)

書名 アーカイブサミット 2015 報告書 発行 2015 年 6 月 15 日 (第一版・第一刷) 編集 松永しのぶ/井上奈智/沢辺均 協力 高橋久未子 デザイン スタジオ・ポット 印刷 シナノ印刷株式会社 発行所 アーカイブサミット組織委員会 150-0001 渋谷区神宮前 2-33-18-302 電話 050-5515-9300 http://archivesj.net/

2015 0101 1.0